

2021年度

履修案内

長崎大学大学院多文化社会学研究科

Graduate School of Global Humanities and Social Sciences

2021年度多文化社会学研究科行事予定表

【第1・2クォーター】

1	入学式	4月 2日 (金)
2	オリエンテーション	4月 6日 (火)
3	履修登録期間	4月 8日 (木) ～ 4月 21日 (水)
4	第1クォーター授業期間	4月 8日 (木) ～ 6月 9日 (水)
5	第1クォーター定期試験期間	6月 3日 (木) ～ 6月 9日 (水)
6	第2クォーター授業期間	6月 10日 (木) ～ 8月 6日 (金)
7	第2クォーター定期試験期間	8月 2日 (月) ～ 8月 6日 (金)
8	夏季休業	8月 7日 (土) ～ 9月 27日 (月)

【第3・4クォーター】

1	履修登録期間	9月 28日 (火) ～ 10月 11日 (月)
2	第3クォーター授業期間	9月 28日 (火) ～ 11月 24日 (水)
3	第3クォーター定期試験期間	11月 16日 (火), 18日 (木) ～ 19日 (金), 22日 (月), 24日 (水)
4	冬季休業	12月 21日 (火) ～ 1月 3日 (月)
5	第4クォーター授業期間	11月 25日 (木) ～ 2月 7日 (月)
6	第4クォーター定期試験期間	2月 1日 (火) ～ 2月 7日 (月)
7	春季休業	2月 8日 (火) ～
8	修了式	3月 25日 (金)

➤授業時間帯

授業は、月曜日から金曜日までの次の時間帯に行われます。

校 時	授 業 時 間
I 校 時	8時50分～10時20分
II 校 時	10時30分～12時00分
III 校 時	12時50分～14時20分
IV 校 時	14時30分～16時00分
V 校 時	16時10分～17時40分
VI 校 時	17時50分～19時20分

クォーター科目用

令和3(2021)年度多文化社会学研究科 学事カレンダー

1Q:4月8日～6月9日

2Q:6月10日～8月6日

	日	月	火	水	木	金	土
R3年	28	29	30	31	1	△2	3
4月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	1
5月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
6月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	1	2	3
7月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
8月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
9月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

3Q:9月28日～11月24日

4Q:11月25日～2月7日

	日	月	火	水	木	金	土
9月	26	27	28	29	30	1	2
10月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
11月	31	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	1	2	3	4
12月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
R4年	2	3	4	5	6	7	8
1月	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
2月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	1	2	3	4	5
3月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		



.... 入学式



.... 祝祭日・休日



.... 休業日等 (1/14は共通テスト準備, 1/20は共通テスト試験監督等振替)



.... 授業日



.... 15回目 (又は8回目) の授業日及び/又は定期試験日 (又は補講日)

～ 目次 ～

I. 多文化社会学研究科博士前期・後期課程の概要と教育研究内容	1
博士前期課程	2
1. 教育理念・目的等	
2. 教育課程（カリキュラム）等	
3. 履修方法・試験等	
4. 研究指導体制及び主選択科目群等	
5. 学位審査	
6. 成績評価基準・方法、成績評価の異議申立て	
7. 修了要件・学位	
8. 研究倫理教育・倫理審査	
9. 教育職員免許状	
博士後期課程	14
1. 教育理念・目的等	
2. 教育課程（カリキュラム）等	
3. 履修方法・試験等	
4. 研究指導体制等	
5. 学位審査	
6. 成績評価基準・方法、成績評価の異議申立て	
7. 修了要件・学位	
8. 研究倫理教育・倫理審査	
博士前期・後期課程共通事項	22
1. 入学前の既修得単位の認定	
2. 他の大学院等における単位の認定	
3. 長期履修制度	
4. 教育方法の特例	
5. 学生生活について	
II. 規程・内規等	27
1. 長崎大学大学院学則	
2. 長崎大学学位規則	
3. 長崎大学多文化社会学研究科規程	
4. 長崎大学大学院多文化社会学研究科学位審査規程	
5. 長崎大学大学院多文化社会学研究科博士前期課程学位審査に伴う論文発表会及び論文提出等に関する取扱要領	
6. 長崎大学大学院多文化社会学研究科博士後期課程学位審査に伴う論文発表会及び論文提出等に関する取扱要領	
7. 多文化社会学研究科における研究指導体制に関する申合せ	
8. 長崎大学大学院多文化社会学研究科学位論文審査基準	
9. 多文化社会学部・研究科成績評価に関するガイドライン	
10. 学生からの成績評価の異議申立てに関する申合せ	
11. 長崎大学大学院多文化社会学研究科における長期履修の取扱いに関する内規	
III 多文化社会学研究科施設配置図	94

I . 多文化社会学研究科の概要と 教育研究内容

I-1. 博士前期課程

1. 教育理念・目的等

(1) 教育理念・教育研究上の目的

長崎大学は、「長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」という理念を掲げ、これを実現するために「現場に強い、危機に強い、行動力のある」人材を育成し、21世紀の知的基盤社会をリードすることを目指している。そのための重要教育目標の一つは、グローバル化時代の国際的な現場でリーダーシップを発揮することのできる人材を育成することである。

本研究科博士前期課程では、21世紀の多文化社会的状況において、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、「多文化社会学」の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができる人材を養成する。

すなわち、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の相互補完的な連携・統合・展開を通じて、21世紀の諸問題の取組で不可欠な、人文社会科学系が本来的に持つ「批判力」（現状への批判的反省力）、「構想力」（現状打破に向けた展望を提示する力）、「実践力」（領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力）の三つの力の涵養により、21世紀の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができる人材を養成する。

(2) 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（DP）

本課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、21世紀の多文化社会的状況における諸問題、すなわち、

- 民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立とその背景にある存在や意味の多様性に対する否定や反動の問題
- 不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題
- 日本・アジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の問題
- コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出やルール革新等、言語が現実構成の基盤にあることの理解の欠如に関わる問題
- 軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等の問題のいずれかに対して、人文社会科学系が本来的に持つ

① 「批判力」（現状への批判的反省力）

② 「構想力」（現状打破に向けた展望を提示する力）

③ 「実践力」（領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力）

の修得が認められ、かつ学位論文の審査および最終試験に合格した者に対し、修士（学術）の学位を授与する。

(3) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（CP）

教育理念、教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー（DP）を踏まえて、21世紀の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができる人材を養成するため、「教育課程の編成のための方針」等を以下のとおり定める。

【教育課程の編成のための方針】

「学問のエレメンツ」は本研究科の学問的な要諦を占める「基盤必修科目群」として位置付けており、全ての学生が入学当初に履修できるように1年次前半に開講する。「学問のプラクティス」は、研究の専門性をより深めるための科目群である。「学問のエレメンツ」を履修した学生が、「グローバル・スタディーズ科目群」、「政策科学科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「言語多様性科目群」又は「軍縮・不拡散科目群」の5つの科目群や選択科目の中から、各専門分野に沿って学ぶことができるよう、1～2年次にかけて開講する。さらに、「多文化社会学セミナーⅠ」を1年次、「多文化社会学セミナーⅡ」及び「研究指導」を2年次に開講し、研究計画の作成や修士論文の執筆に向けた指導を行う。

【教育内容及び教育の実施方法に関する方針】

「学問のエレメンツ」では、人文社会科学、自然科学を問わず、存在論・認識論・方法論という学問の哲学的土台を徹底的に探究する。「学問のプラクティス」では、社会、文化、政策、応用、地域、言語、核軍縮・不拡散等に対するより専門的な知識と技法の学びを深める。いずれの場合も、講義と演習を組み合わせ、講義内容に即した議論や文献講読、史料読解、グループワーク、プレゼンテーション等のアクティブラーニングを行うことで、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の学問上の「連携・統合・展開」（理論から応用にいたるプロセスと双方の有機的な連携）を深めていく。さらに、「多文化社会学セミナー」では、「学問のエレメンツ」で学んだ専門知、技法、領域横断的枠組みの土台の上で、多文化社会的状況における諸問題の実践的解決法の習得に向けて、ケーススタディ、ディスカッション、レクチャーを領域横断的に実践する。「研究指導」では、各指導教員がゼミ形式により修士論文の執筆指導を行う。

【学習成果を評価する方法に関する方針】

学修成果の評価は、各授業科目のシラバスに示された成績評価の方法（定期試験、レポート、授業での発表等）に従い、公正かつ厳格に行う。修士論文は、論文の審査と最終試験により評価する。

（参考）カリキュラム・マップ（簡易版）（授業科目とDPの対応表）

（特に大きい比重：◎，大きい比重：○）

養成する力 授業科目	「批判力」 （現状への批判的 反省力）	「構 想 力」 （現 状 打 破 に向けた展 望を提示す る力）	「実践力」（領域横 断的に知と人を繋 ぎ、文化的他者と の共生に基づき理 念と利害を調整 し、計画を実行す る力）
学問のエレメンツ科目	◎		
学問のプラクティス科目（科目群）		◎	
学問のプラクティス科目（選択科目）			◎
学問のプラクティス科目 （多文化社会学セミナー）	○	○	◎
研究指導	◎	◎	◎

2. 教育課程（カリキュラム）等

（1）各科目区分

本課程の教育課程は、大きく「学問のエレメンツ科目」、「学問のプラクティス科目」及び「研究指導」の3つの科目区分で構成される。各科目区分の目的及び内容は次のとおり。

【学問のエレメンツ科目】

学問のエレメンツ科目では、人文科学、社会科学に通底する土台的基礎としての存在論・認識論・方法論を学び、21世紀の多文化社会的状況における諸問題の実態や、ディンブリンにおける最新の研究成果を読解していくことを通じて、各方法論の概念と理論を、改めてその土台的基礎に位置づけ、概念と理論の射程と限界を批判的に検討、再構築を図る。さらには、専門知の超域的活用の受け皿となる学問的枠組みとして、「多文化社会学」のさらなる深化を図る。

【学問のプラクティス科目】

学問のプラクティス科目では、学問のエレメンツ科目で修得した「多文化社会学」の超域的かつ俯瞰的な体系知を通じて、社会、文化、政策・応用、地域、言語等を5つの科目群の授業科目のなかで研究し、「多文化社会学」の学問的な専門性をさらに深化させるとともに、多様な文化的他者や利害関係者の思想や行動を理解した上で、政策においても最善の解決策を提示できるような力を徹底的に養成する。

＜5つの科目群＞

① グローバル・スタディーズ科目群

文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決でき、かつ、21世紀の多文化社会的状況における諸問題のなかでも、特に民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立等にみる存在や意味の多様性に対する否定や反動に対して、専門的解決を図っていくための知識や能力を身に付ける。

② 政策科学科目群

政策研究や政策分析に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、多文化的状況における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しつつ最善の解決策を提示でき、特に不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題について、専門的解決を図っていくための知識や能力を身に付ける。

③ 環海日本長崎学・アジア研究科目群

「グローバル世界」を「インター・ローカル・リレーションシップ」や「インター・コスモロジー」等として解説し、グローバル世界での重要な結節点である「日本・長崎」への深い理解力に基づきつつ、超域的に知と人を繋ぐなかで、相即不離に「世界と地域」を創生していくことができ、かつ、21世紀の多文化社会的状況における諸問題のなかでも、特に日本・アジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の問題について専門的解決を図っていくための知識や能力を身に付ける。

④ 言語多様性科目群

言語学の諸分野における知見を有し、特に、言語の普遍性と個別性への理解力や、様々な言語使用場面、コミュニケーション場面やレジスターに対応した表現を精選する力、あるいは英語プログラムの立案、実施、及び英語教育者に指導助言できる力を身に付ける。

⑤ 軍縮・不拡散科目群

21世紀の多文化社会的状況における諸問題のなかでも、特に軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道面、安全保障、経済等の問題について、専門的解決を図っていくための知識や能力を身に付ける。

また、学問のプラクティス科目では、5つの科目群の授業科目に加えて、海外留学等の選択科目及び「多文化社会学セミナーⅠ・Ⅱ」（必修科目）等を開講する。

＜選択科目＞

① 海外留学（短期・中長期）

海外留学を通じた自己啓発、自己鍛錬、学問や外国語の修得、人脈形成等の教育的意義を重視し、本研究科の学生に広く海外留学を奨励する。海外留学は、主として、海外拠点校との連携の下に行われる。そこでは、学生の自主性と主体性、及び双方向性を重視する。また、本学や本研究科が蓄積してきた海外との教育研究交流の実績に基づき、海外留学のサポートに努める。学生は、21世紀の諸問題に関するそれぞれの問題関心やテーマに即した課題に取組み、研究の専門性や実践性を深めていく。

② 海外フィールドワーク

修士論文の作成に必要な海外フィールドワークを実施する科目である。調査計画の策定から調査実施・成果報告まで履修学生の主体性、および海外現地の協力者、協

力大学関係者、協力大学院生との間での双方向性が重視される。あわせて、フィールドワークは 1) 海外学生との共同研究、2) 海外学生との共同社会実践のいずれかの形式で実施される。

③ 海外インターンシップ

グローバル・イシューを俯瞰的に捉え専門的に解決するための、ノウハウと体験値の修得を目的としている。そのため、大学院での専門的な学びや受講者自身の問題意識に基づき、多様な文化的他者と現実的な課題に取り組む。その取り組みを通して、大学院での学びの社会的意義を理解するとともに、卒業後の生き方についても考えていく。

④ 総合資料学（国立歴史民俗博物館との連携科目）

大学・博物館などが持つ資料を多様なかたちで分析・研究する「総合資料学」を、千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館にて開講する。博物館のありかたや、展示方法及びその背景にある研究成果について総合展示や膨大な収蔵資料・データベースを通して学んだ上で、各自が対象とする「もの」資料、あるいは事象を選び、専門家の助言を基に総合的に分析し、実際に展示構成のプレゼンテーションを行う。

<多文化社会学セミナーⅠ・Ⅱ（必修科目）>

全学生が共修の下、学問のエレメンツで修得した専門知や領域横断的枠組みと、学問のプラクティスの各プログラム・科目群や特別プログラムで修得した専門知の連携・統合・展開を徹底して図り、ネオ・リベラルアーツの修得を確かなものとする。指導教員による指導に加えて、研究科の領域を横断して指導を受けることができる総合研究指導体制の下、修得した知識と技術を確実に修士論文に結びつけるための共修を行う。

【研究指導】

指導教員（主任、副）の指導により、研究能力の基礎及び応用知識を身に付ける。

先行研究論文が解明した部分と残された課題を整理し、新たな研究課題と発展させる能力を身に付け、研究計画を自ら作成、修士論文を執筆する。

（２）履修の順序

学問のエレメンツ科目は「基盤必修科目群」の位置付けにあり、「学問のエレメンツⅠ：多文化社会学（人文）」（２単位）及び「学問のエレメンツⅡ：多文化社会学（社会）」（２単位）の２科目（計４単位・必修）から構成され、学生全員が１年次第１クォーターにおいて修得（共修）する。

引き続き学問のプラクティス科目では２０単位の修得が求められ、主に１年次第２クォーターから２年次第２クォーターにかけて学修する。学問のプラクティス科目の主構成は、５つの科目群である。研究の専門性を深めるために、主選択した科目群の授業科目（特講・特定演習）を中心に履修する。さらに、１年次後期に「多文化社会学セミナーⅠ」（必修科目）（２単位）、２年次前期に「多文化社会学セミナーⅡ」（必修科目）（２単位）を履修する。また、主選択科目群の授業科目に加えて、選択科目（「海外留学（短期）」（２単位）、「海外留学（中長期）」（４単位）、「海外フィールドワーク」（２単位）、「海外インターンシップ」（２単位）、「総合資料学」（２単位）又は「統計分析基礎論」（２単位））を自由選択科目として修得することもできる。

これらの授業科目の履修で身に付けた専門的知識に基づき、主任指導教員及び副指導教員による研究指導の下で、２年次の年間を通じて修士論文を執筆する。

以上のような履修順序により、教育課程を体系的に編成している。

履修の順序は原則として次のとおりである（括弧内の数字は修得すべき単位数）。

第1学年				第2学年			
第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q

学問のエレ
メント科目
(必修) (4)

学問のプラクティス科目
主選択科目群の授業科目を中心とした科目(16)

学問のプラクティス科目
多文化社会学セミナーⅠ
(必修) (2)

学問のプラクティス科目
多文化社会学セミナーⅡ
(必修) (2)

研究指導 (必修) (6)

(3) 学期・学事カレンダー・授業時間割

本課程では、クォーター制を採用し、原則、授業科目もクォーター単位で開講する。各年度の学事カレンダー及び授業時間割は、学年の始めに通知する。

(4) 授業時間

「授業計画」のとおり。ただし、夜間その他特定の時間又は時期において実施する場合がある。その場合は別途通知する。

(5) 開設授業科目

次頁の「カリキュラム・マップ」を参照すること。

(6) 単位

学修の修了は単位の認定によって行う。本課程を修了するには、所定の修業年限内に、一定数以上の単位を修得する必要がある。1単位とは、講義室等での授業と自宅等の学修を合わせた標準45時間の学修を要する内容をもって構成される。本課程では、授業の実施形態により講義室等で行う授業時間数と自宅等の学修を行う時間数を次のように定める。

【講義・演習科目】 講義室等内での授業 15時間 + 自宅等での学修 30時間

【実習・実験科目】 講義室等内での授業 45時間

※1校時の授業時間は90分だが、単位を算出するに当たっては2時間とみなして計算する。

(7) ナンバリング・システム

本学では、開講する全ての授業科目に対して、授業内容・レベル等に応じて特定の記号やナンバーを付与し、シラバス等に記載することにより、体系的な教育プログラムの実現を目指している。

本課程では、長崎大学ナンバリング・システムに基づき、開設授業科目について科目ナンバーを付与している。詳細については以下URLを参照すること。

長崎大学ナンバリング・システム

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/course/info/numbering/index.html>



博士前期課程カリキュラム・マップ



想定する
入学者

○人文社会科学系の学部卒業生

○外国語学部・国際系学部卒業生

○理系学部・大学院卒業生

○日本学やアジア研究に関心のある留学生

○環海日本長崎学・アジア研究に関心のある社会人

○高度実践力を伴う専門的職業人を目指す社会人

学問のエレメンツ (4単位)		学問のエレメンツⅠ：多文化社会学(人文)(2) 学問のエレメンツⅡ：多文化社会学(社会)(2)		人文社会科学の概念や理論を学問の土台的基礎—存在論・認識論・方法論—に位置付け直し、各方法論の概念と理論の射程と 限界を批判的に検討・再構築する。		〈身に付く力〉 人文社会系が本来有する批判力 (現状への批判的反省力)	
基礎必修科目群		グローバリズム・ スタディーズ科目群		政策科学科目群		環境日本長崎学・ アジア研究科目群	
必修科目Ⅰ「多文化社会学セミナーⅠ・Ⅱ」4単位に加えて、 主選択した科目群の特講・ 特定演習を中心に16単位 を修得		言語多様性科目群		言語学基礎研究特講a(2) 言語学基礎研究特講b(2) 異文化語用論特講(2) 談話分析特講(2) 日英対照言語学特講(2) 方言学特講(2) 言語理論研究特講(2) 言語教育と第二言語習得特講(2) 英語学特講(2) 第二言語習得研究(2) 応用言語学特定演習(2) 日中対照言語学特定演習(2) 生成統語論特定演習(2) 方言学特定演習(2) 言語学特定演習(2)		言語学基礎研究特講a(2) 言語学基礎研究特講b(2) 異文化語用論特講(2) 談話分析特講(2) 日英対照言語学特講(2) 方言学特講(2) 言語理論研究特講(2) 言語教育と第二言語習得特講(2) 英語学特講(2) 第二言語習得研究(2) 応用言語学特定演習(2) 日中対照言語学特定演習(2) 生成統語論特定演習(2) 方言学特定演習(2) 言語学特定演習(2)	
研究指導(6単位)		海外フィールドワーク(2) 海外インタナショナルシブ(2) 総合資料学(2) 統計分析基礎論(2)		海外フィールドワーク(2) 海外留学(中長期)(2) 海外留学(短期)(2)		海外フィールドワーク(2) 海外インタナショナルシブ(2) 総合資料学(2) 統計分析基礎論(2)	
必修科目		多文化社会学セミナーⅠ(2) 多文化社会学セミナーⅡ(2)		多文化社会学セミナーⅠ(2) 多文化社会学セミナーⅡ(2)		多文化社会学セミナーⅠ(2) 多文化社会学セミナーⅡ(2)	
研究指導(6)		主選択した科目群で研究指導を受ける		主選択した科目群で研究指導を受ける		主選択した科目群で研究指導を受ける	
養成する人材像		21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対し て、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害 を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつ つ、「多文化社会学」の超越的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解 決に取り組むことのできる、「多文化社会学」を身につけた人材		養成する人材像		授与する学位	
修了要件 30単位		修士(学位)(Master of Arts)		修士(学位)(Master of Arts)		想定される就職先	
		商社・食品・製造等のグローバル企業、国際機関、シンクタンク、国際NGO、編集者、記者、 アナリスト(国際社会問題等)、国家・地方公務員、教育者、通訳者、研究者		商社・食品・製造等のグローバル企業、国際機関、シンクタンク、国際NGO、編集者、記者、 アナリスト(国際社会問題等)、国家・地方公務員、教育者、通訳者、研究者			

3. 履修方法・試験等

(1) 履修登録

授業科目を履修するには、NU-web学務情報システムより履修登録を行う必要がある。指導教員と相談の上、履修する授業科目を決定後、各学期の履修登録期間内に履修登録を行うこと。履修登録期間については学期の始めに通知する。

なお、第1・2クォーター開講科目（夏季休業期間中の集中講義を含む。）は前期の履修登録期間に、第3・4クォーター開講科目（冬季・春季休業期間中の集中講義を含む。）は後期の履修登録期間にまとめて履修登録を行うこと。

NU-web学務情報システム

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/course/system/index.html>

※登録方法は「NU-webシステム学生向け操作マニュアル」を参照すること。

※長大ID、パスワードでログインすること。



(2) シラバス

授業科目の概要及び位置付け、到達目標、授業方法・内容、成績評価の方法・基準、事前・事後学習の内容、参考書籍、受講要件等は全てシラバスに記載されているので、必ず確認の上、履修の有無を決定すること。

なお、シラバスはNU-web学務情報システム又は大学HPより検索・参照することができる。

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/course/all/syllabus/>



(3) 主体的学習促進支援システム（LACS : Learning Assessment & Communication System）

本学では、学生の主体的な学びを確立するために、主体的学習促進支援システム（LACS）を導入している。LACSには、教員からの授業に関する連絡事項の通知・受信、講義資料の配付・閲覧、課題・レポートの提出、テストの実施など様々な機能がある。授業担当教員が授業の実施に当たって使用するので、随時活用すること。



主体的学習促進支援システム（LACS）

<https://lacs.nagasaki-u.ac.jp/>

※長大ID、パスワードでログインすること。

※LACSのマニュアルは、ログイン後、LACSコミュニティ「LACSサポート窓口(学生用)」に掲載されているので、適宜確認すること。

※ブラウザの種類やバージョンによっては、LACSの表示や動作が正常にならない場合がある。**推奨ブラウザ：Chrome, Edge (Chromium版)**

(4) 定期試験

定期試験は、各クォーター又は学期ごとに実施される試験である。試験日程は、授業担当教員が授業等で発表する。

ただし、定期試験期間以外の試験（中間試験等）及び論文や課題・レポートの提出等については、授業等で随時発表されるので、必ず授業に出席すること。

なお、出席状況不良（欠席が授業を行った時数の3分の1を超えた場合）により、授業担当教員の判断で受験資格が与えられない場合の評価は“失格（S）”となる。また、授業には出席したが試験を受験できなかった場合は“欠席（K）”となる。

定期試験を欠席した者で追試験を希望する場合は、次の(5)の手続きを行うこと。

(5) 追試験

追試験とは、何らかの理由で定期試験を受けられなかった者（欠席者）に対して時期を改めて行われる試験のことである。次の①～⑤のいずれかの事由により定期試験を受けることができなかった者が、定期試験終了後1週間以内に、定期試験を受けることができなかった事実を証明するもの（病気にあつては診断書）を添えて「追試験願」を提出した場合には、追試験（レポート、その他の方法により行うものを含む）を行うことがある。

なお、追試験の実施は、各授業担当教員の判断に任されており、必ず実施されるとは限らない。

また、本人の不注意（寝過ごし、時間割誤認等）等の自己責任によるものは認められない。

- ① 病気・負傷
- ② 忌引
- ③ 交通機関の遅延・予定外の運休
- ④ 不慮の災害
- ⑤ その他やむを得ない事由と認められるもの

(6) 再試験

再試験は、考查に合格しなかった者に対して再評価のために行われる試験のことである。受験資格（対象者）は、定期試験で不合格（評語D）の者である。ただし、再試験の実施は、授業担当教員の判断に任されており、必ず実施されるとは限らない。

再試験の結果、合格した場合の成績評価は「C」となる。

4. 研究指導体制及び主選択科目群等

(1) 研究指導体制（主任・副指導教員）

指導教員とは、履修指導及び修士論文の作成・研究指導を担当する教員であり、学生ごとに主任指導教員1名、副指導教員1～2名を配置する。

学生は、入学後、指導予定教員と相談の上、研究指導を希望する教員に個別に連絡を取り、当該教員の承認を得た上で、所定の様式を研究科長（大学院係）に提出する。研究科教授会において必要な承認手続きを経て、第1クォーター中に研究指導体制を決定する。

(2) 主選択科目群

主任指導教員が、学問のプラクティス科目として授業科目を開講する科目群が自動的に主選択科目群となる。

5. 学位審査

(1) 学位審査基準

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（DP）に基づき、学位論文の審査基準を次のとおり定める。

〔審査体制〕

学位論文の審査及び最終試験は、主査1名、副査2名以上の計3名以上からなる学位審査委員の合議により行う。

〔審査方法・評価及び審査項目〕

学位審査委員は、以下の審査項目を基に論文審査及び最終試験を行い、AA（90点以上）、A（80点以上）、B（70点以上）、C（60点以上）、不可（59点以下）で評価する。なお、論文審査及び最終試験は、論文審査出願者ごとに発表及び口頭試問により行う。

〔審査項目〕

- ① **研究目的・テーマ・課題設定の明確性及び適切性**：研究目的・テーマ・課題設定が明確、かつ適切になされていること。
- ② **先行研究・資史料の取り扱いの適切性**：先行研究の十分な知見を有し、立論に必要なデータや資史料の収集が適切に行われていること。
- ③ **研究方法・分析手法の適切性**：研究方法・分析手法が、データ、資史料、作品、例文などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。
また、先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること。
※研究計画の立案及び遂行、研究成果の発表、データ等の保管に関して、必要な倫理的配慮がなされていること。
- ④ **論旨の明確性・構成の適切性**：論旨が一貫しており、設定した課題に対応した明確かつ論理的な結論が提示されていること。また、文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等などの体裁が整っていること。

（２）学位審査スケジュール及び審査書類等

① 学位審査スケジュール

学位審査スケジュールの概要は以下のとおり。詳細は、学年の始めに別途通知する。

<学位審査スケジュール>

1年次

- 4～5月 研究指導体制の決定
- 5～3月 研究計画書の作成，研究の実施，研究内容に応じて倫理審査の受審
- 9～2月 「多文化社会学セミナーⅠ」にて研究計画の発表等

2年次

- 4月上旬 「研究指導」及び「多文化社会学セミナーⅡ」の履修登録
- 4～8月 「多文化社会学セミナーⅡ」にて研究発表等
- 9月末 「学位論文題目届」の提出
- 10月下旬 中間構想発表会で研究発表
- 1月上旬 論文等の提出（必要に応じて「学位論文題目変更届」の提出）
- 1月下旬 学位審査体制（主査・副査）及び審査日程の決定
- 2月中旬 論文審査及び最終試験の実施，修士論文成果発表会で成果発表
- 3月上旬 研究科教授会で修了判定
- 3月下旬 修了

※学位論文の申請資格

学位論文の審査を受けるためには、2年次に中間構想発表会に参加し、発表を終えていなければならない。

② 学位審査書類

学位審査書類の概要は以下のとおり。詳細は、学年の始めに別途通知する。

<提出書類等>

下記の書類を主任指導教員の承認を得て提出すること。

- 学位論文審査願 2部
- 論文（執筆言語：日本語，英語又は中国語） 2部
- 論文内容の要旨（論文の執筆言語で作成：日本語2，000字以内，英語1，200語以内又は中国語1，500字以内） 2部
- 論文内容の要旨（論文の執筆言語以外（日本語，英語又は中国語）で作成：A4で1枚程度） 2部 ※簡略化した要約で可

- 学位論文提出票 1部
- 論文及び論文内容の要旨のコピー 2部程度
- 論文及び論文内容の要旨の電子データ（PDF及びWord等）
- ※ 論文及び論文内容の要旨の執筆言語については、指導教員に事前に確認をとり、同意を得ること。

6. 成績評価基準・方法、成績評価の異議申立て

（1）成績評価基準

成績評価は、多文化社会学研究科規程及び「多文化社会学部・研究科成績評価に関するガイドライン」に基づき、100点満点とし、AA（90点以上）、A（80点以上）、B（70点以上）、C（60点以上）、D（不可）（59点以下）の標語・評点により表し、AA、A、B及びCが合格、Dは不合格である。また、認定科目については「N（認定）」と表記する。

（2）単位認定

授業に出席し、かつ、シラバス記載の成績評価の方法に基づき評価を行い、合格した場合は、当該科目の単位を認定する。

（3）成績通知

履修した授業科目の成績は、NU-web学務情報システムで確認すること。なお、成績の公表日は、各学期に別途通知する。

（4）成績評価の異議申立て

学生は、授業科目の成績評価又は論文審査及び最終試験の判定結果に異議申立てがある場合は、所定の期間内に「成績評価に関する異議申立書」を研究科長（大学院係）に提出すること。大学院係は、異議申立書の提出があったことを授業科目担当教員又は学位審査委員に報告し、当該教員等から受理した回答書を当該学生に通知する。申立ての結果、成績の変更がある場合は、大学院係で速やかに変更処理を行う。

なお、成績評価の異議申立期間は、各学期に別途通知する。

（5）GPA（グレード・ポイント・アベレージ：成績平均値）

次の計算式によりGPAを算出し、1. 授業料免除者選考に係る学業成績の順位付け、2. 各種奨学金の選考等における指標として活用する。なお、GPAの算出では、評語が「認」の科目の単位は含まない。また、GPAは小数点以下第3位を四捨五入する。さらに、在学期間中の修得単位を累積することに留意すること。

$$GPA = \frac{(\text{評価AAの単位数} \times 4) + (\text{評価Aの単位数} \times 3) + (\text{評価Bの単位数} \times 2) + (\text{評価Cの単位数} \times 1)}{\text{履修登録単位総数}}$$

7. 修了要件・学位

（1）修了要件

学位論文の審査を受けるためには、2年次に中間構想発表会に参加し、発表を終えていなければならない（学位論文の申請資格）。

その上で、本課程を修了するために必要な要件は以下のとおりである。

- 本課程に2年以上在学していること。ただし、優れた業績を上げた者は在学期間の短縮を認められることがある。
- 下表の最低修得単位数に基づき30単位以上を修得していること。
- 論文審査及び最終試験に合格していること。

学問のエレメンツ，学問のプラクティス及び研究指導の最低修得単位数

科目区分	最低修得単位数			
	必修	選択	計	備考
学問のエレメンツ科目	4		4	学問のプラクティス科目では，多文化社会学セミナーⅠ・Ⅱを含む20単位を修得しなければならない。
学問のプラクティス科目	4	16	20	
研究指導	6		6	
計	14	16	30	

(2) 学位

本課程の修了要件を満たした学生に対しては，「修士（学術）／Master or Arts」を授与する。

8. 研究倫理教育・倫理審査

(1) 研究倫理教育

長崎大学では，教職員及び学生が，長崎大学研究者行動規範に即して研究活動を行うために必要な倫理規範を十分に修得させることを目的として，研究倫理教育を実施している。本研究科の学生は，研究科が指定する研究倫理教育教材を必ず受講しなければならない。

また，学生は，自らの研究活動において次に掲げる不正行為を為してはならない。

- ① **ねつ造** 存在しないデータ，研究結果等を作成すること。
- ② **改ざん** 研究資料，機器及び過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③ **盗用** 他の研究者のアイディア，分析・解析方法，データ，研究結果，論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

発表した研究成果の中に不正行為が確認された場合，処分等の措置がとられることがある。

(2) 倫理審査

学生は，必要に応じて，主任指導教員を通じて研究計画の倫理審査を申請するものとする。詳細については主任指導教員に尋ねること。

9. 教育職員免許状

高等学校教諭一種免許状（英語）を有する者は，本研究科博士前期課程において所定（次表）の単位を修得すれば，高等学校教諭専修免許状（英語）を取得することができる。

教員免許に係る科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	East-West Studies 特講	2		これらより12単位選択必修
	East-West Studies 特定演習	2		
	言語学基礎研究特講 a		2	
	異文化語用論特講		2	
	談話分析特講		2	
	日英対照言語学特講		2	
	言語理論研究特講		2	
	言語教育と第二言語習得特講		2	
	英語学特講		2	
	第二言語習得研究		2	
	応用言語学特定演習		2	
	生成統語論特定演習		2	
	言語学特定演習		2	
	教員の資質と職務	2		
	カリキュラムの理論と実践（中等）	2		
	英語科教育の実践と課題（中等）	2		
	英語学力評価の理論と方法・技術	2		
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） 24単位 ・教員の免許状取得のための選択科目 6単位		

I-2. 博士後期課程

1. 教育理念・目的等

(1) 教育理念・教育研究上の目的

長崎大学は、「長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」という理念を掲げ、これを実現するために「現場に強い、危機に強い、行動力のある」人材を育成し、21世紀の知的基盤社会をリードすることを目指している。そのための重要教育目標の一つは、グローバル化時代の国際的な現場でリーダーシップを発揮することのできる人材を育成することである。

本研究科博士後期課程では、21世紀の多文化社会的状況がもたらす諸問題について、「多文化社会学」に関する高度に専門的な知識に基づき、「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成する。

すなわち、多文化社会学の分野において、研究者として自立できる独創的な知見と能力及び高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を有する人材を養成する。

(2) 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（DP）

本課程に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、次の1)～3)の能力を有し、

1) 以下のいずれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力

- ① 共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究
- ② 言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理的解決を目指す言語研究
- ③ 日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己―他者関係を構築するアジア研究
- ④ グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究
- ⑤ 核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究

2) 人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」

3) 異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力

かつ学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士（学術）の学位を授与する。

(3) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（CP）

教育理念、教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー（DP）を踏まえて、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成するため、「教育課程の編成のための方針」等を以下のとおり定める。

【教育課程の編成のための方針／教育内容及び教育の実施方法に関する方針】

5つの系から多様な専門分野で構成される研究指導チームが構成され、多角的な視野に基づく研究指導を通じて、多文化社会学の独創的な知見や卓越した能力を修得する。

- 基盤的かつ汎用性を持った多文化社会学の、より高度で独創的な知と方法を修得するため、社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の見地から「多文化社会的状況」への「問題本質を見極める力」の基盤を形成し、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の見地から新たな知と価値の創生につながる「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成する講義科目（1年次前期開講）を編成する。
- 各自の研究テーマの目的・意義・方法を明確化し、「問題本質を見極める力」又は「問

題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図るために演習科目（１年次及び２年次の通年開講）を編成する。

- 演習科目の履修で得た研究成果に基づき、更なる分析と考察を進めるなかで、博士論文を作成するために研究指導（３年次の通年開講）を実施する。

【学習成果を評価する方法に関する方針】

学修成果の評価は、各授業科目のシラバスに示された成績評価の方法（定期試験、レポート、授業での発表等）に従い、公正かつ厳格に行う。博士論文は、論文の審査と最終試験により評価する。

（参考）カリキュラム・マップ（簡易版）（授業科目とDPの対応表）

（特に大きい比重：◎，大きい比重：○）

養成する力 授業科目	多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力	人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」	異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力
多文化社会学特論Ⅰ	◎		
多文化社会学特論Ⅱ	◎		
研究演習Ⅰ	○	◎	
研究演習Ⅱ	○	◎	
研究指導	◎	◎	◎

2. 教育課程（カリキュラム）等

（１）各科目区分

本課程の教育課程は、「多文化社会学特論Ⅰ・Ⅱ」、「研究演習Ⅰ・Ⅱ」及び「研究指導」の３つの科目区分で構成される。各科目区分の目的及び内容は次のとおり。

【多文化社会学特論Ⅰ・Ⅱ】

「多文化社会学特論Ⅰ」では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に、２１世紀の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成する。

「多文化社会学特論Ⅱ」では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「公共政策研究系」と「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、２１世紀の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成する。すなわち、これら研究領域における研鑽を通じて、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題について、より独創的で卓越的な専門的解決を図っていく基盤的な力を養成する。

【研究演習Ⅰ・Ⅱ】

「研究演習Ⅰ」では、「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」のうち、いずれかの研究領域（系）に基づいて研究課題にアプローチし、研究指導チームの指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施する。

「研究演習Ⅱ」では、「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで、研究指導チームからの指導を通じて、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」のなお一層の高度化を図りつつ、各自の研究を更に進める。

＜5つの研究領域（系）＞

① 社会文化研究系

共生の視点に立って、生命、精神、社会文化と、それらに関わる社会、制度、組織、相互行為、構造、機能などの多様性を理解し、世界を、「出来事の生成と消滅の反復」と「出来事の物質化（制度化）」が構成する動的平衡及び差異体系として捉えるなかで、摩擦や衝突を超えた新たな秩序や文化の形成を探究する力を身に付ける。

② 言語研究系

社会の現実と問題が、言語・コミュニケーションから構成されることに基づき、相互理解の原理的解決の可能性を求めて、言語の固有性を、記号内容（意味や意図）と記号形式（音や動作）の統語性や、言語表現の使用による意図の共有から探究していくことができる力及び言語の適応的機能に関する思考・生成文法や、コミュニケーションによる社会構築の可能性、コミュニケーションの情報・伝達・理解の選択を支える非言語コミュニケーション及び非記号的コミュニケーションについて探究する力を身に付ける。

③ 環海日本長崎学・アジア研究系

日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己－他者関係の理論的構築に必要な力を養成する。具体的には、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、従来の文学部中心の日本研究とは異なる、トランス・ディシプリナリーな「環海日本長崎研究・アジア研究」を探究する力やオリエンタリズム的認識（自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己－他者認識が、「他者支配の言説」（ディスコース）に基づく近代学問の在り方に深く根差していること）を、理論・実証を通じて脱構築し、グローバリゼーションによる世界や学問の脱中心化と多中心化に注視しながら、21世紀の人文社会科学の前提となる、新たな自己－他者関係を探究する力を身に付ける。

④ 公共政策研究系

公共政策研究系では、公共政策研究を通じてグローバルな公共的価値を形成するために必要な力を養成する。具体的には、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を身に付ける。

⑤ 核兵器廃絶・平和学系

核兵器廃絶・平和学系では、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや原子力平和利用と核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究する力を身に付ける。

【研究指導】

「研究指導」では、「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を執筆し、各系でディプロマポリシーにおいて定める能力の獲得を目指す。

（２）履修の順序

講義科目として、１年次第１クォーターに「多文化社会学特論Ⅰ」（２単位・必修）を、１年次第２クォーターに「多文化社会学特論Ⅱ」（２単位・必修）を履修する。

演習科目として、１年次通年で「研究演習Ⅰ」（４単位・必修）、２年次通年で「研究演習Ⅱ」（４単位・必修）、３年次通年で「研究指導」（４単位・必修）を履修する。

これらの講義・演習で身に付けた専門的知識に基づき、主任・副指導教員による研究指導チームの下で、博士論文を執筆する。

以上のような履修順序で教育課程を体系的に編成している。

履修の順序は原則として次のとおりである（括弧内の数字は修得すべき単位数）。

第１学年				第２学年				第３学年			
第１ Q	第２ Q	第３ Q	第４ Q	第１ Q	第２ Q	第３ Q	第４ Q	第１ Q	第２ Q	第３ Q	第４ Q

多文化社会学特論Ⅰ(2)	多文化社会学特論Ⅱ(2)
--------------	--------------

研究演習Ⅰ(4)	研究演習Ⅱ(4)	研究指導(4)
----------	----------	---------

（３）学期・学事カレンダー・授業時間割

博士前期課程の同項目を参照

（４）授業時間

博士前期課程の同項目を参照

（５）開設授業科目

「多文化社会学特論Ⅰ・Ⅱ」，「研究演習Ⅰ・Ⅱ」及び「研究指導」（全て必修科目）を開設する。

（６）単位

博士前期課程の同項目を参照

（７）ナンバリング・システム

博士前期課程の同項目を参照

３．履修方法・試験等

（１）履修登録

博士前期課程の同項目を参照

(2) シラバス

博士前期課程の同項目を参照

(3) 主体的学習促進支援システム（LACS : Learning Assessment & Communication System）

博士前期課程の同項目を参照

(4) 定期試験

博士前期課程の同項目を参照

(5) 追試験

博士前期課程の同項目を参照

(6) 再試験

博士前期課程の同項目を参照

4. 研究指導体制等

(1) 研究指導体制（主任・副指導教員）

指導教員とは、履修指導及び博士論文の作成・研究指導を担当する教員であり、学生ごとに主任指導教員1名、副指導教員2名を配置する。その際、副指導教員のうち少なくとも1名を主任指導教員とは異なる研究領域（系）から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保する。

学生は、入学後、指導予定教員と相談の上、研究指導を希望する教員に個別に連絡を取り、当該教員の承認を得た上で所定の様式を研究科長（大学院係）に提出する。

研究科教授会において必要な承認手続きを経て、第1クォーター中に研究指導体制を決定する。

(2) 学外連携機関研究者（学外アドバイザー）

本学（本研究科）と包括連携協定を締結し、学生に対する教育及び研究に関する連携・協力への合意がある機関から、学外連携機関研究者（学外アドバイザー）を配置することがある。主な役割として、各学年末に実施される「合同中間発表会」にオブザーバーとして参加し、研究助言を行うことや、学位審査委員の副査として選出し、「論文公聴会」で質疑応答や最終試験を行うこと、さらに、適宜、講演者として招き、学生に対して研究内容等の講演を実施することである。

学外連携機関と連携する研究分野は以下のとおり。

① ライデン大学（オランダ）

日蘭史やジャパノロジーなど日本学・長崎学・アジア研究

② 国際基督教大学

平和学や公共政策研究分野

③ 国立歴史民俗博物館

社会文化研究や日本学・長崎学・アジア研究において、特に歴史学・民俗学・総合資料学の分野

④ 公益財団法人東洋文庫

社会文化研究・言語研究や日本学・長崎学・アジア研究において、特に歴史学の分野

5. 学位審査

(1) 学位審査基準

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（DP）に基づき、学位論文の審査基準を次のとおり定める。

〔審査体制〕

学位論文の審査及び最終試験は、主査1名、副査2名以上の計3名以上からなる学位審査委員の合議により行う。

〔審査方法・評価及び審査項目〕

学位審査委員は、以下の審査項目を基に論文審査及び最終試験を行い、AA（90点以上）、A（80点以上）、B（70点以上）、C（60点以上）、不可（59点以下）で評価する。なお、論文審査及び最終試験は、論文審査出願者ごとに発表及び口頭試問により行う。

〔審査項目〕

- ① **研究目的・テーマ・課題設定の明確性及び適切性**：研究目的・テーマ・課題設定が明確、かつ適切になされていること。
- ② **先行研究・資史料の取り扱いの適切性**：先行研究の十分な知見を有し、立論に必要なデータや資史料の収集が適切に行われていること。
- ③ **研究方法・分析手法の適切性**：研究方法・分析手法が、データ、資史料、作品、例文などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。
また、先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること。
※研究計画の立案及び遂行、研究成果の発表、データ等の保管に関して、必要な倫理的配慮がなされていること。
- ④ **論旨の明確性・構成の適切性**：論旨が一貫しており、設定した課題に対応した明確かつ論理的な結論が提示されていること。また、文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等などの体裁が整っていること。
- ⑤ 上記の基準に加えて、当該学問分野における研究を発展させるに足る学術的意義・価値が見いだせること。また、その点に基づいて、論文審査出願者が近い将来、自立した研究者として活躍していく確かな研究能力及び豊かな学識が認められること。

（２）学位審査スケジュール及び審査書類等

① 学位審査スケジュール

学位審査スケジュールの概要は以下のとおり。詳細は、学年の始めに別途通知する。

<学位審査スケジュール>

1年次

4～5月 研究指導体制の決定

5～3月 研究計画書の作成、研究の実施、研究内容に応じて倫理審査の受審、
「研究演習Ⅰ」において中間発表及び「研究成果報告書Ⅰ」の作成・提出

2年次

4～3月 研究の実施、研究内容に応じて倫理審査の受審、「研究演習Ⅱ」において
中間発表及び「研究成果報告書Ⅱ」の作成・提出

3年次

4月上旬 「研究指導」の履修登録

9月上旬 予備審査用論文等の提出

9月中旬 予備審査体制（主査・副査）及び審査日程の決定

9月下旬 予備審査の実施

10月中旬 予備審査論文の可否の決定

10月下旬 予備審査の結果通知

11～12月 予備審査で指摘された事項について、指導教員の下、修正作業

1月上旬 論文等の提出（必要に応じて「学位論文題目変更届」の提出）

1月下旬 学位審査体制（主査・副査）及び審査日程の決定

- 2月中旬 論文審査及び最終試験の実施，修士論文成果発表会で成果発表
- 3月上旬 研究科教授会で修了判定
- 3月下旬 修了

※学位論文の申請資格

学位論文の審査を受けるためには，1～2年次に，「研究演習Ⅰ・Ⅱ」において中間発表を行うとともに，「研究成果報告書Ⅰ・Ⅱ」を作成・提出していること，3年次に，事前に予備審査を経ていなければならない。

② 学位審査書類

学位審査書類の概要は以下のとおり。詳細は，学年の始めに別途通知する。

<提出書類等（予備審査）>

下記の書類を主任指導教員の承認を得て提出すること。

- 予備審査願 3部程度
- 予備審査用論文 3部程度（日本語，英語又は中国語のいずれの言語でも可）
- 論文目録 3部程度（審査用の必要部数）
- 論文内容の要旨 3部程度
 - ※日本語：2，000字以内，英語：1，200語以内又は中国語：1，500字以内とする。
 - ※「論文内容の要旨」は，いずれの言語で論文を執筆した場合も，日本語及び英語の提出を必須とする。
- 参考論文等 3部程度
- 学位論文提出票 1部
- 予備審査用論文，論文目録，論文内容の要旨及び参考論文等の電子データ（PDF及びWord等）

参考論文について

予備審査用論文は，参考論文を基礎に作成されたものとする。

- （1）参考論文は，学位論文の基礎となった論文で，学術誌に査読を経て公表された（公表が決定した）ものとする。
- （2）参考論文は，原則として，単著論文又は共著論文を2編以上とする。
- （3）参考論文は，印刷中であるときは掲載証明書等を添付するものとする。共著論文であるときは，当該論文における申請者の担当・役割を記し，共著者による証明を付けた文書を提出するものとする。

<提出書類等（本審査）>

下記の書類を主任指導教員の承認を得て提出すること。

- 学位論文審査願 3部程度
- 学位論文 3部程度（日本語，英語又は中国語のいずれの言語でも可）
- 論文目録 3部程度
- 論文内容の要旨 3部程度
 - ※日本語：2，000字以内，英語：1，200語以内又は中国語：1，500以内とする。
 - ※「論文内容の要旨」は，いずれの言語で論文を執筆した場合も，日本語及び英語の提出を必須とする。
- 参考論文等 3部程度
- 学位論文提出票 1部
- 学位論文，論文目録，論文内容の要旨及び参考論文等の電子データ（PDF及びWord等）

6. 成績評価基準・方法，成績評価の異議申立て

(1) 成績評価基準

博士前期課程の同項目を参照

(2) 単位認定

博士前期課程の同項目を参照

(3) 成績通知

博士前期課程の同項目を参照

(4) 成績評価の異議申立て

博士前期課程の同項目を参照

(5) GPA（グレード・ポイント・アベレージ：成績平均値）

博士前期課程に同じ

7. 修了要件・学位

学位論文の審査を受けるためには，1～2年次に，「研究演習Ⅰ・Ⅱ」において中間発表を行うとともに，「研究成果報告書Ⅰ・Ⅱ」を作成・提出していること，3年次に，事前に予備審査を経ているなければならない。

その上で，本課程を修了するために必要な要件は以下のとおりである。

- 本課程に3年以上在学していること。ただし，優れた業績を上げた者は在学期間の短縮を認められることがある。
- 履修方法に基づき16単位以上を修得していること。
- 論文審査及び最終試験に合格していること。

博士後期課程の講義科目，演習科目及び研究指導科目の最低修得単位数

区分	最低修得単位数			
	必修	選択	計	備考
講義科目	4		4	
演習科目	8		8	
研究指導科目	4		4	
計	16		16	

(6) 学位

本課程の修了要件を満たした学生に対しては，「博士（学術）／Doctor or Philosophy」を授与する。

8. 研究倫理教育・倫理審査

博士前期課程に同じ

I－3. 博士前期・後期課程共通事項

1. 入学前の既修得単位の認定

本研究科に入学する前に他の大学院で履修した授業科目の単位は、10単位を限度として、本研究科の修了要件の単位として認定することができる。

入学前の既修得単位の取扱いについては、大学院係に問い合わせること。

2. 他の大学院等における単位の認定

他の大学院等において履修した授業科目の単位は、博士前期課程及び博士後期課程にあつては両課程を合わせて10単位（うち博士後期課程は4単位以内）を限度として、本研究科の修了要件の単位として認定することができる。

なお、本研究科では、以下の大学院との間で単位互換協定を締結しており、本研究科の学生は、当該大学院の授業科目を履修することができる。

他の研究科及び大学院における授業科目の履修及び単位の認定の詳細については、大学院係に問い合わせること。

＜協定締結大学院＞

・国際基督教大学（ICU）大学院アーツ・サイエンス研究科

3. 長期履修制度

標準修業年限での修学が困難な事情にある者（①職業を有し、就業している者 ②家事、育児、介護等に従事している者 ③障がいのある者等）については、標準修業年限に納付すべき授業料で標準修業年限の2倍まで（博士前期課程は4年まで、博士後期課程は6年まで）の履修期間を認定する「長期履修制度」がある。

制度の詳細については、大学院係に問い合わせること。

4. 教育方法の特例

社会人学生の修学に配慮するため、大学院設置基準第14条「教育方法の特例」を適用し、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

制度の詳細については、大学院係に問い合わせること。

5. 学生生活について

（1）学生証（IDカード）

学生証は、長崎大学の学生であること（身分）を証明するものである。試験（考査）、証明書の発行申請・受領、図書館の利用など、様々な場面で必要となるので、常に携帯すること。

なお、学生証の更新、記載内容の変更、紛失及び汚損等については、学生支援センターで再交付等の手続きを行うこと。

また、卒業・退学等で学生の身分がなくなる場合は、直ちに大学院係に返却すること。



（2）学生への通知・連絡

授業等の教務事項、授業料免除・奨学生の募集及び選考結果、課外活動等の学生生活事項の通知、連絡及び呼び出し等は、長大IDのメールアドレスへのメールや掲示等により行うので、1日に1度は必ずメール等を確認すること。

（3）住所変更・改姓・転籍・連絡先の変更・保証人（の住所）の変更等

住所変更、改姓、転籍、連絡先の変更、保証人（の住所）の変更等について、入学時に提

出した書類に変更があった場合は、その都度、大学院係に届け出ること。

(4) 旧姓使用

長崎大学では、学生本人の申出に基づき、学内での呼称、氏名表、採点表、論文執筆、学位記、住所届、欠席届等の文書等に旧姓使用を認めることがある。

制度の利用を希望する場合は、大学院係に問い合わせること。

(5) 休学・退学・復学

諸般の事情により、休学又は退学する場合は、指導教員に相談の上、大学院係で必要な手続きを行うこと（窓口にて所定の様式を配付する。）。

① 休学

引き続き2ヶ月以上修学を中止するときは、休学の手続きを行うこと。休学は、引き続き1年を超えることはできないが、特別な理由がある場合は、更に1年以内の休学が許可されることがある。また、休学期間は、通算して、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を超えることができない。なお、休学期間は、在学期間に算入されない。

② 復学

休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由がなくなったときは、復学の手続きを行うこと。

③ 退学

退学するときは、退学の手続きを行うこと。

(6) 海外渡航等

留学・学会・旅行等により海外へ渡航する場合は、NU-web 学務情報システム上の「海外渡航」経由又は海外渡航システムに直接ログインし、「海外渡航届」を作成・印刷の上、指導教員に了承を得た上で（海外渡航届に署名・捺印をしてもらうこと）、旅行表、パスポートのコピーなど必要書類を添えて大学院係に届け出ること。

夏季休業期間等であっても必ず届け出ること。

海外渡航システム（「たびレジ」及び「在留届」の記載有）

https://www.liaison.nagasaki-u.ac.jp/?page_id=79



また、海外渡航者は、必ず外務省が実施する渡航登録サービス（渡航期間3か月未満：旅レジ、3月以上：在留届）への登録、全旅行日程を対象とする海外旅行保険の加入を行うこと。

帰国後は、海外渡航システムにより、速やかに「帰国届」を作成・印刷し、届け出ること。

なお、海外渡航を計画するに当たっては、「外務省 海外安全ホームページ」等で近時の国際情勢を確認した上で、指導教員と相談し、身の安全確保に十分注意すること。

(7) 各種証明書の発行・交付

① 成績証明書：証明書自動発行機にて発行

※厳封が必要な場合は、大学院係へ証明書を持参し、申し出ること。

② 在学証明書、修了見込証明書（最終年次）、健康診断証明書及び学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）：証明書自動発行機にて発行

※学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

帰省・実習・課外活動等で旅行する場合に利用できるもので、JRでは片道101km以上利用する場合の普通運賃が2割引になる。その他の交通機関でも割引がある場合がある。学割証を利用する際は、必ず学生証を携帯すること。

③ 通学証明書：大学院係にて発行。通学にJR、路面電車、バス等を利用する場合は、定期券購入の際に通学証明書が必要です。大学院係で「通学定期券購入申込書発行願」

に必要な事項を記入すること。なお、通学定期等の利用区間は、自宅と大学のそれぞれ最寄りの駅・バス停・電停です。

＜証明書自動発行機設置場所及び利用可能時間＞

文教キャンパス

教育学部棟（１階）各学部等学務係事務室内 ８：４５～１７：３０

学生会館（１階）キャリアセンター前 ８：４５～１９：００

（土曜日：９：００～１７：００）

※ 証明書の発行には学生証が必要です。

※ 休学中の学生は、証明書自動発行機を利用できないので大学院係に申し出ること。

また、「証明書発行サービス」を通じて各種証明書を発行することもできる。「証明書発行サービス」については、長崎大学のホームページから確認すること。

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/guide/store/index.html>



（８）授業料・授業料免除

１）授業料

授業料は、年額 ５３５，８００円（半期 ２６７，９００円）です。

※在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定後の授業料が適用される。

① 授業料の「預金口座振替」について

長崎大学の授業料納付は、金融機関（銀行・郵便局）の口座振替（引落し）を採用している。口座振替の時期は次のとおり。

【前期分】 ４月 ２７日（口座振替の手続上、振替金融機関によっては４月 ２７日に口座振替できない場合、５月 ２７日に口座振替（引落し）を行う。）

【後期分】 １０月 ２７日（口座振替の手続上、振替金融機関によっては１０月 ２７日に口座振替できない場合、１１月 ２７日に口座振替（引落し）を行う。）

② 授業料未納による除籍

所定の期日までに授業料を納付しない場合、除籍処分となることがある。

２）授業料免除

長崎大学では、授業料免除の制度があり、大学ホームページ、学生支援センター及び学内の掲示により掲示等行うので、申込期限などを見落とさないように注意すること。

◎長崎大学HP：「学生生活」→「経済支援」

→「授業料免除，奨学金等」

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/money/index.html>

※詳細は、学生支援センター（経済支援コーナー）へ相談すること。

電話：（０９５）－８１９－２１０５



（９）奨学金

日本学生支援機構奨学金の貸与を希望する者は、学生支援センター（経済支援コーナー）へ申し出ること。なお、募集期間等は、学生支援センターの掲示板で周知されるので、掲示には注意すること。

また、民間機関等が募集する奨学金については、学生支援センター又は大学院係がその都度案内する。

(10) 施設の利用

学生又は学生団体が多文化社会学部所管の施設を利用する場合は、施設使用願を大学院係に提出し、承認及び使用許可を受けなければならない。

なお、使用許可を受けた者は、その集会のために生じた施設の事故についての一切の責任を負う。

(11) 院生研究室の利用、時間外学習・研究許可申請

学生の研究活動を支援するため、総合教育研究施設Aに院生研究室を整備している。院生研究室は学生の共同利用施設であり、ルールを守って利用すること。

① 利用時間は、原則として、祝休日を除く平日の6時から22時までとする。

② 修士論文の執筆、調査研究等により、止むを得ず祝休日又は平日の利用時間外に利用する場合は、指導教員の許可を得た上で、利用日の前日（前日が休業日の場合はさらにその前日）までに「時間外学習・研究許可申請書」を大学院係へ提出すること。

なお、利用ルールの詳細は、入学時のオリエンテーション等で別途通知する。

(12) 附属図書館の利用

附属図書館は、全ての学生のための施設です。人文社会科学を始めとした様々な学問分野の図書、学術雑誌、電子ジャーナル等を利用・閲覧することができます。学習や研究を進めるに当たり、ぜひ有効活用してください。

- ・図書・雑誌・学術誌等の貸し出し
- ・レファレンス・サービス（参考調査業務）
- ・図書館ガイダンス
- ・他大学図書館の利用
- ・パソコンの利用
- ・ITサポートカウンター
- ・コピー機の利用
- ・グループ学習室の利用
- ・貴重資料展示

※附属図書館 <http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/>



(13) 団体設立

クラブ活動等のために団体を設立するときは、顧問教員を定めて、団体設立願、規約及び団員名簿を添付し学生センター（課外支援コーナー）に届け出て、学長の承認を受けなければならない。

また、団体を継続する場合は、毎年所定の期日までに継続願を提出しなければならない。継続願を提出しない団体は、解散したものとみなす。

なお、団体の届け出事項に変更が生じた時は、速やかに届け出てください。

※学生支援センター（課外支援コーナー） 電話：（０９５）８１９－２０７１

(14) 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、文部科学省が大学に学ぶ学生の被る種々の教育研究活動中の災害に対する被害救済の措置を目的とした全国的な災害補償制度です。

長崎大学では、学生の皆さんが安心して教育研究活動に携わることができ、充実した学生生活を送れるよう、全員が加入することを原則としています。

※学生支援センター（生活支援コーナー） 電話：（０９５）８１９－２１０３

(15) 学内交通規制

① 自動車通学について

原則として、自動車による通学は認めない。ただし、次に該当する者が申請した場合は、自動車による通学を認められることがある。

a) 身体障害者・病弱者等で、自動車等による通勤又は通学を必要とする。

※障害者手帳・診断書等の提出を要す。

b) 通常の通学区間の片道の距離が30km以上である者。

② バイク通学について

バイクにより通学する場合は、必ず東通用口、西門のバイク専用駐輪場を利用し、絶対に路上等に不法駐車をしないこと。なお、バイク駐車場には限りがあるので、特に必要な場合を除き、バイク通学を自粛すること。

③ 自転車通学について

自転車で通学する場合は、必ず学生支援センターに登録し、指定された場所に駐輪すること。

(16) 保健管理

学生の健康管理は、保健・医療推進センターが行う。診療の他に身体的な悩み及びメンタルヘルス（精神的な悩み）の相談、婦人科相談、歯科相談に応じている。

なお、毎年1回（春）に定期健康診断が保健・医療推進センターで実施されるので、必ず受診すること。毎年受診していないと、最終年次になって就職試験等で健康診断書が必要になっても発行することができないので注意すること。

また、実習中及び課外活動中に負傷した場合は、保健・医療推進センターを通じて大学病院又は指定の病院で治療を受けることができる。

(17) キャンパス内禁煙

キャンパス内は全面禁煙です。

(18) 大学院系の執務時間及び連絡先

大学院系の執務時間及び連絡先は以下のとおりです。

〔執務時間〕

授業期間：8：30～17：30

夏季・冬季・春季休業期間：9：00～17：00

〔連絡先〕

長崎大学人文社会科学域事務部北地区事務課

電話：095-819-2975／FAX：095-819-2235

(19) 学生相談窓口

長崎大学では、入学時から卒業に至るまでの正課教育及び正課外の教育活動等における各種の相談・助言など、学生生活のあらゆる相談（いわゆる「なんでも相談」）に対して、全学的な見地から、皆さんが気軽に相談ができ、指導・助言が受けられる「学生の相談・指導の実施体制」の構築に努めています。<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/advisement/index.html>



(20) 就職支援について

文教キャンパス学生会館1階にキャリアセンターがあり、キャリア相談、企業説明会・業界研究セミナー、各種就職ガイダンスなどの実施や、求人案内、OB・OG情報、企業資料等を取り揃えていますのでご利用ください。

Ⅱ． 規程・内規等

Ⅱ-1. 長崎大学大学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 教育課程等（第7条の2—第17条の3）
- 第3章 課程の修了要件及び学位の授与（第18条—第22条）
- 第4章 入学，転学，休学，退学，再入学等（第23条—第37条）
- 第5章 除籍，表彰及び懲戒（第38条）
- 第6章 検定料，入学料及び授業料（第39条—第41条）
- 第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生（第42条—第46条）
- 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得（第47条）
- 第9章 国際連携専攻（第48条—第58条）
- 第10章 雑則（第59条—第61条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 各研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め、公表するものとする。

（課程）

第2条 本学大学院の課程は、修士課程，博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（研究科，専攻，課程及び収容定員）

第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	前期 2 年の課程	博士課程
		後期 3 年の課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期 2 年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期 3 年の課程	
工学研究科	総合工学専攻	前期 2 年の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期 3 年の課程	

	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻，環境科学専攻	前期２年の課程	博士課程
	環境海洋資源学専攻	後期３年の課程	
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	
	災害・被ばく医療科学共同専攻		
	医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻，先進予防医学共同専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期２年の課程	博士課程
		後期３年の課程	
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	前期２年の課程	博士課程
		後期３年の課程	
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	後期３年の課程	

2 多文化社会学研究科，経済学研究科，工学研究科（グリーンシステム創成科学専攻を除く。），水産・環境科学総合研究科（海洋フィールド生命科学専攻を除く。），医歯薬学総合研究科生命科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。

3 教育学研究科教職実践専攻は，専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条に規定する教職大学院の課程とする。

4 医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻は第7条の5に規定する共同教育課程として福島県立医科大学と共同実施する修士課程とし，医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻は第7条の5に規定する共同教育課程として千葉大学及び金沢大学と共同実施する博士課程とする。

5 熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻は，ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携して教育を実施する博士後期課程とする。

6 研究科の収容定員は，別表第1のとおりとする。
（講座）

第4条 前条第1項に掲げる研究科に，講座等を置くことができる。

2 前項の講座等は，別に定める。
（標準修業年限）

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育上の必要があると認められる場合は，学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

2 前項の場合において，1年以上2年未満の期間とすることができるのは，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

3 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は2年とする。

- 4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程の標準修業年限は5年（同研究科グローバルヘルス専攻の博士前期課程に置く熱帯医学コースを修了し、博士後期課程に進学した者にあつては4年）とし、博士前期課程の熱帯医学コースの標準修業年限は1年、熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 5 多文化社会学研究科、経済学研究科、工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 6 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

（入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮）

第5条の2 第15条の3の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程（博士前期課程を含む。）については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 前項に規定する在学期間の短縮は、修士課程を修了した者が博士課程に入学し、修士課程における在学期間を博士課程での在学期間に含める場合については適用しない。

（在学期間）

第6条 本学大学院における在学期間は、第5条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

（学年、学期及び休業日）

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。）第7条から第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程等

（教育課程の編成方針）

第7条の2 各研究科（教育学研究科を除く。）は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
- 3 教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（博士課程教育リーディングプログラム）

第7条の3 本学大学院に、専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

- 2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻

- 3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

（卓越大学院プログラム）

第7条の4 本学大学院に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人

材を育成する教育を行う博士課程の卓越大学院プログラムを開設する。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(共同教育課程の編成)

第7条の5 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第7条の2第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する研究科及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(教育方法)

第8条 各研究科（教育学研究科を除く。）における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

(単位の計算方法)

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

(履修方法等)

第10条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科において定めるものとする。

(履修科目の選定)

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

(考査及び単位の授与)

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

(教育方法の特例)

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科等における履修等)

第15条 学長は、第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科の教授会の議を経て、他の専攻又は研究科の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、15単位（教育学研究科にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1）を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院の授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあっては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の3 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。この場合において、当該単位数は、前条により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあっては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(留学及び長期にわたる教育課程の履修)

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 学長は、所属研究科の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を

受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

(履修科目の登録の上限)

- 第17条の2 教育学研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

- 第17条の3 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該研究科における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

- 2 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

- 第18条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 4 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 5 共同教育課程である修士課程の修了要件は、第2項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

- 第18条の2 前条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する博士課程の博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において、当該目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士後期課程の修了要件)

- 第19条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の

課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、16単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 博士後期課程(多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程を除く。)の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻にあつては15単位以上を、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(第18条第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。)については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。))を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
- 4 次の各号の一に該当する者については、第2項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
 - (1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程を含む。)を修了した者
 - (2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程(第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。)を修了した者
(博士課程の修了要件)

第20条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 共同教育課程である博士課程の修了の要件は、前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得するものとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。))その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課すことができる。

- 2 学長は、教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。
(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第20条の3 学長は、教育学研究科教授会の議を経て第15条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（学位の授与）

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長（医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあっては、各共同専攻の教育課程を構成する大学の長）が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）の定めるところによる。

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

（入学の時期）

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

（修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第24条 修士課程、博士前期課程（第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースを除く。）及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースに入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該

当し、かつ、医師の免許（外国における医師の免許を含む。）取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（博士後期課程の入学資格）

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（博士課程の入学資格）

第26条 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当す

る者とする。

- (1) 大学（医学，歯学，修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者
- (2) 外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が5年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって，研究科において，本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 研究科において，個別の入学資格審査により，第1号に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

3 前2項の規定にかかわらず，文部科学大臣の定めるところにより，大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって，各研究科において，当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，本学大学院に入学させることができる。

（入学志願の手続）

第27条 入学志願者は，所定の手続により願出しなければならない。

（選抜試験）

第28条 入学志願者に対しては，長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより，選抜試験を行う。

（合格者の決定）

第29条 前条の選抜による合格者の決定は，各研究科教授会の議を経て，学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき，合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については，本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

（転入学等）

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が，転入学又は転科を願出たときは，学期の始めに限り，選考の上，許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者又は修了し，若しくは退学した者で転入学を志望するもの
- (2) 他の研究科に在学する者又は修了し，若しくは退学した者で転科を志望するもの
- (3) 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し，若しくは退学した者（第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。）で転入学を志望するもの
- (4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し，若しくは退学した者で転入学を志望するもの

2 前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに

在学年数の認定は、所属研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願又は転科願は、所属の学長又は研究科長の紹介状を添えて、志願する研究科長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科の教授会の議を経て転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可することができる。

3 前2項の規定は、他の研究科に転科を志望する場合にこれを準用する。

(休学及び復学)

第34条 休学及び復学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

(再入学)

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の退学者にあっては2年以内に、博士後期課程の退学者にあっては3年以内に、工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程の退学者にあっては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の退学者にあっては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあっては、博士後期課程）に進学を志願する者については、各研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第38条 除籍、表彰及び懲戒に関しては、本学学則第28条、第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第39条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

(料金の返還)

第40条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額（第2号の場合にあっては後期分の授業料相当額を、第3号の場合にあっては退学した翌月以降の授業料相当額を、第4号の場合にあっては免除された学期分の授業料相当額をいう。）を返還するものとする。

(1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。

(2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。

(3) 授業料を納入した研究生が、在学期間の中で退学し、授業料の返還を申し出たとき。

(4) 前期分又は後期分の授業料を納入した者が、長崎大学卓越した学生に対する授業料免除に関する規程（平成30年規程第1号）により当該期分の授業料免除を許可されたとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予、授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学、退学、転学等に係る授業料については、本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学大学院の学生以外の者で，本学大学院が開設する授業科目のうち又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは，選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は，別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは，選考の上，研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は，別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で，本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは，当該他大学院との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

3 特別聴講学生に係る授業料については，科目等履修生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず，特別聴講学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは，授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は，返還しない。

6 実験，実習に要する実費は，必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で，本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは，当該他大学院との協議に基づき，特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

3 特別研究学生に係る授業料については，研究生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず，特別研究学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は特別研究学生交流協定等において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは，授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は，返還しない。

6 実験，実習に要する実費は，必要に応じ特別研究学生の負担とする。

(特別の課程)

第45条の2 学長は，本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学大学院の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは，当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規則は，別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得した者は，教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は，別表第2のとおりとする。

第9章 国際連携専攻

(国際連携専攻の設置)

第48条 研究科は，教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には，外国の

大学院と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を置くことができる。

（教育課程の編成）

第49条 国際連携専攻を置く研究科は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程を編成することができる。

2 国際連携専攻は、前項に規定する教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。

3 国際連携専攻における教育は、授業科目の授業又は研究指導により行う。

4 単位の計算方法、履修方法及び履修科目の選定については、第9条から第11条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

（課程の修了要件）

第50条 国際連携専攻である博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第51条 学位の授与については、この学則及び学位規則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

（入学、進学等）

第52条 国際連携専攻の入学時期は、第23条を準用する。

第53条 国際連携専攻の入学資格は、第24条及び第25条に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第54条 国際連携専攻の入学志願の手続、選抜試験、合格者の決定、入学手続及び入学の許可については、第27条から第30条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第55条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程国際連携専攻（熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあっては、博士後期課程）に進学を志願する者については、連携外国大学院と協議し、選考の上、進学を許可する。

（除籍、表彰及び懲戒）

第56条 国際連携専攻の学生の除籍、表彰及び懲戒については、第38条の規定によるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

（検定料、入学料及び授業料）

第57条 国際連携の検定料、入学料及び授業料については、第39条から第41条までに定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

（協議等）

第58条 国際連携専攻に係る次に掲げる事項については、この学則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

- (1) 教育組織の編成に関する事項
- (2) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (3) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (4) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (5) その他国際連携専攻に関する事項

第10章 雑則

（補則）

第59条 この学則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科長が学長の承認を得て、定めることができる。

第60条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第61条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」，「学部長」を「研究科長」と，それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は，令和3年4月1日から施行する。

別表第1

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20	3	9		
	小計	10	20	3	9		
教育学研究科	教職実践専攻					28	56
	小計					28	56
経済学研究科	経済経営政策専攻	15	30				
	経営意思決定専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
工学研究科	総合工学専攻	220	440				
	生産システム工学専攻			15	45		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	440	20	70		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	50				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	25		
	小計	60	120	17	61		
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	20	40				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	20				
	医療科学専攻			60	240		
	新興感染症病態			20	80		

	制御学系専攻						
	放射線医療科学専攻			5	20		
	先進予防医学共同専攻			10	40		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	66	132	105	410		
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	62	5	15		
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	15		
	小計	37	62	10	30		
合計		408	804	158	589	28	56

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻（博士前期課程）	高等学校教諭専修免許状	（英語）
教育学研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）
		高等学校教諭専修免許状	（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，情報，工業，英語）
		特別支援学校教諭専修免許状	（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修免許状	（商業）
工学研究科	総合工学専攻	高等学校教諭専修免許状	（工業）
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	高等学校教諭専修免許状	（水産）

Ⅱ-2. 長崎大学学位規則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修了要件を満たした者にも授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者が、本学に学位論文（以下「論文」という。）を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があることを、試問により確認された場合にも授与することができる。

(専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(論文の提出)

第6条 本学大学院修士課程又は博士前期課程の学生は、論文審査願に論文（研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。）、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。

2 本学大学院の博士課程又は博士後期課程の学生は、論文審査願に論文、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 第4条第2項の規定により、修士の学位を申請しようとする者は、論文審査願に論文（研究科教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。）、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。

4 第5条第2項の規定により、論文を提出して学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

5 前項の論文には、参考として他の論文を添付することができる。

6 学長は、審査のため必要があるときは、論文（大学院修士課程又は博士前期課程にあっては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。

7 受理した論文は、返還しない。

8 第4項に規定する学位申請に当たっては、審査手数料5万7千円を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に論文を提出した場合には、審査手数料を免除する。

9 既納の審査手数料は、返還しない。

10 第1項から第4項の論文等の提出時期は、各研究科において定めるものとする。

(論文審査並びに最終試験又は試験及び試問)

第7条 学長は、論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第8条 研究科教授会は、構成員のうちから論文の審査委員（以下「審査委員」という。）を選出して、論文の審査並びに本学大学院の学生については最終試験を、第5条第2項の規定による者については試験及び試問を行う。

2 審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の審査委員の副査とすることができる。

5 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。

6 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第8条の2 前条第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻においては、本学及び大学院学則第49条第1項に規定する連携外国大学院（以下「連携外国大学院」という。）に所属する当該専攻の研究指導教員の資格を有する者から各1人以上を前条第2項の審査委員とする。

2 熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、次に掲げる者（研究指導担当適格者に限る。）を前条第2項の審査委員とすることができる。

(1) 他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等

(2) 連携外国大学院以外の外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

3 熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、次に掲げる者の協力を得ることができる。

(1) 当該研究科の教授会構成員以外の教員

(2) 他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等

(3) 外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

第9条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により、行うものとする。

2 第5条第2項の規定による者に対する試験は、前項の最終試験に準じて行い、試問は、口頭又は筆答により、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

3 前項の試験又は試問においては、外国語を課すものとし、当該外国語の種類は、研究科教授会の定めるところによる。

4 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後4年以内に第5条第2項の規定により論文を提出したときは、前2項の試問を免除することができる。

第10条 本学大学院の学生の論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、修士の論文については在学期間中に、博士の論文については原則として在学期間中に、これを終了するものとする。

2 第5条第2項の規定による者の論文の審査並びに試験及び試問は、論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

第11条 審査委員は、論文審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否又は論文審査の可否について議決する。

- 2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第7条の5第2項に規定する構成大学院（以下「構成大学院」という。）における協議の場（以下「構成大学院間の協議の場」という。）における審議を経なければならない。
- 4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第49条第2項に規定する協議の場（以下「連携外国大学院との協議の場」という。）における審議を経なければならない。

（審査結果の報告）

第13条 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、論文審査の要旨、最終試験又は試験及び試問の成績及び議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

（博士論文研究基礎力審査）

第13条の2 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、大学院学則第18条の2の規定により同条各号に規定する試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）を行うこととする本学大学院の学生は、在学中に、研究科長を経て、学長に博士論文研究基礎力審査を願い出なければならない。

- 2 学長は、前項の規定による願い出があったときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第13条の3 研究科教授会は、構成員のうちから博士論文研究基礎力審査を行う審査委員（以下「研究基礎力審査委員」という。）を選出して、博士論文研究基礎力審査を行う。

- 2 研究基礎力審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者を前項の研究基礎力審査委員とすることができる。
- 4 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、第2項の研究基礎力審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。
- 5 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 6 本学大学院の学生の博士論文研究基礎力審査は、在学期間中にこれを終了するものとする。
- 7 研究基礎力審査委員は、博士論文研究基礎力審査を終了したときは、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第13条の4 研究科教授会は、前条第7項の報告に基づき、課程修了の可否又は第4条第2項に規定する学位授与の可否について議決する。

- 2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

（博士論文研究基礎力審査結果の報告）

第13条の5 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨並びに議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

（課程修了の可否及び論文審査の可否）

第14条 学長は、第13条及び前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否及び論文審査の可否を決定するものとする。

（学士の学位の授与）

第15条 学長は、長崎大学学則（平成16年学則第1号）第45条及び第46条の規定により卒業した者に対し、学位記により学士の学位を授与するものとする。

（修士又は博士の学位の授与）

第15条の2 学長は、第14条の決定により、課程を修了した者、第4条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たした者及び論文審査に合格した者に対し、学位記により修士又は博士

の学位を授与するものとする。

- 2 前項の場合において、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあつては、大学院学則第7条の5第2項に規定する共同教育課程を編成するすべての大学名（以下「構成大学名」という。）を付記した学位を授与するものとする。
- 3 第1項の場合において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあつては、大学院学則第48条第1項に規定する国際連携専攻を構成するすべて大学名（以下「国際連携専攻構成大学名」という。）の大学名を付記した学位を授与するものとする。
- 4 学長は、第14条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。

（専門職学位の授与）

- 第15条の3 学長は、大学院学則第21条及び第22条の規定により専門職学位課程を修了した者に対し、学位記により専門職学位を授与するものとする。

（専攻分野の名称）

- 第16条 学長は、学位を授与するに当たっては、別表により専攻分野の名称を付記するものとする。

（博士の学位授与の報告及び論文要旨等の公表）

- 第17条 学長は、第15条の2第1項から第3項までの規定により博士の学位を授与したときは、研究科教授会に通知し、かつ、省令第12条の規定に基づき学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

- 第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
 - 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
 - 4 前3項の規定により、論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。ただし、医歯薬学総合研究科の先進予防医学共同専攻における論文にあつては構成大学院において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻における論文にあつては同研究科及び連携外国大学院において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

（学位の名称を使用する場合の条件）

- 第19条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「長崎大学」と付記しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻又は先進予防医学共同専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された構成大学名を付記しなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された国際連携専攻構成大学名を付記しなければならない。

（学位授与の取消）

- 第20条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、学位の荣誉を汚辱する行為があつたとき、又は第18条の規定による義務を怠ったときは、学長は、学士の学位については関係学部の教授会、修士又は博士の学位について

は関係の研究科教授会の議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の規定による議決を行う場合には、当該教授会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。
- 3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、構成大学院間の協議の場における審議を経なければならない。
- 4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、連携外国大学院との協議の場における審議を経なければならない。

(諸様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第22条 この規則の実施に必要な細部については、研究科長又は学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

附 則

この規則は、令和3年2月26日から施行する。

別表

学位及び専攻分野の名称

1 学部

学部	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学部	学士（多文化社会学）
教育学部	学士（教育学）
経済学部	学士（経済学）
医学部	
医学科	学士（医学）
保健学科	学士（看護学），学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	
薬学科	学士（薬学）
薬科学科	学士（薬科学）
情報データ科学部	学士（情報データ科学）
工学部	学士（工学）
環境科学部	学士（環境科学）
水産学部	学士（水産学）

2 研究科

研究科	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	博士前期課程	修士（学術）
		博士後期課程	博士（学術）

教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士（専門職）
経済学研究科	経済経営政策専攻	博士前期課程	修士（経済学），修士（経営学）
	経営意思決定専攻	博士後期課程	博士（経営学）
工学研究科	総合工学専攻	博士前期課程	修士（工学）
	生産システム工学専攻	博士後期課程	博士（工学）
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	博士（工学）
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	博士前期課程	修士（学術），修士（水産学）
	環境科学専攻		修士（学術），修士（環境科学）
	環境海洋資源学専攻	博士後期課程	博士（学術），博士（水産学），博士（環境科学）
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	博士（水産学），博士（環境科学），博士（海洋科学）
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	修士（看護学），修士（理学療法学），修士（作業療法学）
	災害・被ばく医療科学共同専攻		修士（医科学），修士（看護学）
	医療科学専攻	博士課程	博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）
	新興感染症病態制御学系専攻		博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）
	放射線医療科学専攻		博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）
	先進予防医学共同専攻		博士（医学）
	生命薬科学専攻	博士前期課程	修士（薬科学）
		博士後期課程	博士（学術），博士（薬科学）
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	博士前期課程	修士（熱帯医学），修士（公衆衛生学），修士（医科学）
	グローバルヘルス専攻	博士後期課程	博士（グローバルヘルス）
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻		

別記様式

ア 省略

イ 第4条該当者（共同専攻修了者を除く。）

Nagasaki University	修(○)第	号
on recommendation of the Graduate School of ○○○○	学	位
has conferred the degree of	記	
Master of ○○○○		
upon	氏	名
《Full name》	年	月 日生
for having successfully completed		
all program requirements	本学大学院○○研究科○○専攻の	修 士 課 程
in the field of	博士前期課程	を修了したので修
《Department》	士(○○)の学位を授与する	
Signature _____	令和 年 月 日	
《Name》		
President	長崎大学	印
Nagasaki University		
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX		
Serial Number: XXXX		
Date of Issue: XX XXX XXXX		

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要ないと認めた場合は、省略することができるものとする。
2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

ウ～エ 省略

オ 第5条第1項該当者（博士課程教育リーディングプログラム修了者を除く。）

Nagasaki University	博(○)甲第	号
on recommendation of the Graduate School of ○○○○	学	位
has conferred the degree of	記	
Doctor of ○○○○		
in	氏	名
《Department》	年	月 日生
upon		
《Full name》		
for having completed a research project executed under proper	本学大学院○○研究科○○専攻の	博 士 課 程
instruction and having had a dissertation accepted after	博士後期課程	において所定
appropriate assessment and successful defense	の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士	
Signature _____	(○○)の学位を授与する	
《Name》		
President	令和 年 月 日	
Nagasaki University	長崎大学	印
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX		
Serial Number: XXXX		
Date of Issue: XX XXX XXXX		

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要ないと認めた場合は、省略することができるものとする。
2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

カ 省略

キ 第5条第1項該当者(卓越大学院プログラム修了者に限る。)

Nagasaki University	博(○)甲第	号
on recommendation of the Graduate School of ○○○○		
has conferred the degree of	学 位 記	
Doctor of ○○○○		
in	氏	名
《Department》	年	月 日生
upon		
《Full name》		
for having completed a research project executed under proper	本学大学院○○研究科○○専攻の 博士後期課程 において所定	
instruction and having had a dissertation accepted after	の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士	
appropriate assessment and successful defense	(○○)の学位を授与する	
and in addition recognizes the completion of	本学卓越大学院プログラム「□□□□□」を修了したことを証す	
WISE Program	る	
“□□□□□”		
Signature _____	令和	年 月 日
《Name》	長崎大学	印
President		
Nagasaki University		
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX		
Serial Number: XXXX		
Date of Issue: XX XXX XXXX		

- 注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。
2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。
3 □□□□□には、学位プログラムの名称を記入する。

ク～サ 省略

Ⅱ-3. 長崎大学大学院多文化社会学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院多文化社会学研究科（以下「研究科」という。）の教育方法、課程の修了要件等の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、精深な専門的知識及び技能を授けることにより、共時的かつ領域横断的に地球的規模で解決が必要な21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見、説明、予測及び解決に取り組むことのできる人材を育成することを目的とする。

(専攻及び課程)

第3条 研究科に置く専攻及び課程は、次のとおりとする。

専攻	課程
多文化社会学専攻	博士前期課程 博士後期課程

(教育方法)

第4条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 多文化社会学研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員（学則第8条の2第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）を定める。

3 前項の場合において、教授会が教育上有益と認めるときは、1人又は2人の副指導教員を定めることができる。この場合において、博士後期課程にあつては、副指導教員のうち少なくとも1人を指導教員とは異なる研究領域から定める。

4 博士後期課程における研究指導において、指導教員が必要と認めるときは、学生の研究領域に合った教育研究分野の者を学外アドバイザーとして指名することができる。

(授業科目、単位数、標準履修年次等)

第5条 博士前期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第2のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、教授会が必要と認めたときは、臨時に授業科目を開設することがある。

(履修方法等)

第6条 博士前期課程の学生は、前条第1項に規定する授業科目のうちから、別表第3に定めるところにより、30単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、前条第2項に規定する授業科目のうちから、別表第4に定めるところにより、16単位を修得しなければならない。

3 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、指導教員の指導を受けなければならない。

4 学生は、学位論文の作成に当たっては、必要な研究指導を受けなければならない。

(履修科目の登録)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定の期日までに登録しなければならない。

(考査及び単位の授与)

第8条 授業科目を履修した学生に対しては、試験、研究報告等による考査を行う。

2 成績評価の基準及び評語については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	90～100点	AA	A以上に優れている
	80～89点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	70～79点	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	60～69点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を習得している
不合格	59点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない

3 考查に合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(追試験及び再試験)

第9条 忌引、病気、交通機関の事故等やむを得ない理由のため、試験を受けることができなかった学生が証明書を添え追試験願を提出した場合は、追試験を実施することがある。

2 不合格となった授業科目については、再試験を実施することがある。

(進学)

第10条 学則第37条の規定により、博士後期課程に進学を志願する者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

(外国人留学生の特別選抜試験)

第11条 外国人留学生として博士前期課程に入学を志願する者があるときは、学則第24条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学考查(以下「特別選抜」という。)を行い、選考することができる。

2 前項の特別選抜について必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第12条 教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(他の研究科及び大学院における履修等)

第13条 学則第15条及び第15条の2の規定により、学生が他の研究科及び大学院において履修した授業科目及び修得した単位は、博士前期課程及び博士後期課程にあっては両課程を合わせて15単位(うち博士後期課程は4単位以内)を限度として、第6条第1項又は第2項に規定する履修すべき授業科目及び修得した単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学則第15条の3の規定により、学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は、本研究科において修得した単位以外のものについては、博士前期課程及び博士後期課程にあっては両課程を合わせて15単位(うち博士後期課程は4単位以内)を限度として、入学後に本研究科において履修した授業科目及び修得した単位とみなすことができる。この場合において、当該単位数は、前条により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第14条の2 学則第15条の3の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本研究科の博士前期課程の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(長期履修)

第15条 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合には、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第16条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等(外国の大学院等を含む。)において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教員の免許状を取得しようとする学生の履修方法)

第17条 学則別表第2に規定する英語に係る教員の免許状を取得しようとする学生(博士前期課程の学生であって、言語多様性科目群を主選択した学生に限る。)は、修了に必要な単位のほか、次に掲げる単位を修得しなければならない。この場合において、第1号及び第2号に掲げる授業科目の単位については学問のプラクティス科目の最低修得単位数に含めることができる。

(1) 別表第1に掲げるグローバル・スタディーズ科目群の授業科目のうちEast—West Studies特講及びEast—West Studies特定演習 4単位

(2) 別表第1に掲げる言語多様性科目群の授業科目のうち、言語学基礎研究特講b、方言学特講、日中対照言語学特定演習及び方言学特定演習を除く科目 12単位

(3) 別表第5に掲げる教育学研究科の開講科目 8単位

(学位論文の提出)

第18条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、指導教員の承認を得て、学位規則による所定の書類を、教授会が指定した期日までに研究科長へ提出しなければならない。

(最終試験)

第19条 博士前期課程の最終試験は、第6条第1項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 博士後期課程の最終試験は、第6条第2項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

(課程修了の要件)

第20条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第6条第1項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第6条第2項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(学位の授与)

第21条 博士前期課程又は博士後期課程を修了した者には、学位規則の定めるところにより、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

(科目等履修生)

第22条 研究科の学生以外の者で、研究科が開設する授業科目のうち1又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、教授会において審議し、学長が選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第23条 研究科において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において審議し、学長が選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第24条 学則第44条及び第45条に定める特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別研究学生については、他の大学院との協議によりこれと異なる時期に合意した場合は、この限りでない。

(外国人留学生)

第25条 学則第46条及び長崎大学外国人留学生規則(平成16年規則第20号)に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(卓越大学院プログラム)

第26条 研究科においては、人文科学の発想を基礎に据えながら、進化したDigital

Humanitiesの方法を融合した5年一貫の教育プログラムを通して、人文的想像力と文理融合的な俯瞰的学知を兼備し、人間社会における未知の事態に対して指針を示し得る卓越した博士人材を育成することを目的として、多文化社会学専攻の博士前期課程及び博士後期課程の学生を対象に、卓越大学院プログラム「アジアユーラシア・グローバルリーダー養成のため臨床人文学教育プログラム」を編成する。

2 卓越大学院プログラムの細部については、別に定める。

(補則)

第27条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院多文化社会学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第1の規定(アジア・アフリカ法特講及びアジア・アフリカ法特定演習の項に限る。)は、令和2年度以前の入学者についても適用する。

別表第1 (第5条関係)

博士前期課程の授業科目、単位数及び標準履修年次

区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		必修	選択	
学問のエレメンツ科目	学問のエレメンツⅠ：多文化社会学(人文)	2		1
	学問のエレメンツⅡ：多文化社会学(社会)	2		1
学問のプラクティス科目	グローバル・スタディーズ科目群		2	1・2
	文化表象論特講		2	1・2
	文化表象論特定演習		2	1・2
	現代思想特講		2	1・2
	現代思想特定演習		2	1・2
	現代宗教論特講		2	1・2
	現代宗教論特定演習		2	1・2
	ヨーロッパ社会史特講		2	1・2
	ヨーロッパ社会史特定演習		2	1・2
	アフリカ社会論特講		2	1・2
	アフリカ社会論特定演習		2	1・2
	グローバル社会と脱オリエンタリズム特講		2	1・2
	グローバル社会と脱オリエンタリズム特定演習		2	1・2
	グローバル・ヒストリー特講		2	1・2
	グローバル・ヒストリー特定演習		2	1・2
	カルチュラルスタディーズ特講		2	1・2
	カルチュラルスタディーズ特定演習		2	1・2
	East—West Studies特講		2	1・2

	East—West Studies特定演習		2	1・2
	東南アジア地域論特講		2	1・2
	東南アジア地域論特定演習		2	1・2
政策科学 科目群	国際人権・国際ジェンダー論特講		2	1・2
	国際人権・国際ジェンダー論特定演習		2	1・2
	アジア・アフリカ法特講		2	1・2
	アジア・アフリカ法特定演習		2	1・2
	ヨーロッパ法特講		2	1・2
	ヨーロッパ法特定演習		2	1・2
	経済開発論特講		2	1・2
	経済開発論特定演習		2	1・2
	国際秩序論特講		2	1・2
	国際秩序論特定演習		2	1・2
	地域生態論特講		2	1・2
	地域生態論特定演習		2	1・2
	トランスナショナリティ論特講		2	1・2
	トランスナショナリティ論特定演習		2	1・2
	多文化家族研究特講		2	1・2
	多文化家族研究特定演習		2	1・2
	移民政策と家族・地域・教育特講		2	1・2
	移民政策と家族・地域・教育特定演習		2	1・2
環海日本 長崎学・ アジア研 究科目群	日本近世史・日蘭交流史特講		2	1・2
	日本近世史・日蘭交流史特定演習		2	1・2
	日本儒学・中国学特講		2	1・2
	日本儒学・中国学特定演習		2	1・2
	文化遺産論特講		2	1・2
	文化遺産論特定演習		2	1・2
	海域交流史特講		2	1・2
	海域交流史特定演習		2	1・2
	華僑・華人研究特講		2	1・2
	華僑・華人研究特定演習		2	1・2

	現代日本政治外交論特講		2	1・2
	現代日本政治外交論特定演習		2	1・2
	現代アジア社会論特講		2	1・2
	現代アジア社会論特定演習		2	1・2
言語多様性科目群	言語学基礎研究特講a		2	1・2
	言語学基礎研究特講b		2	1・2
	異文化語用論特講		2	1・2
	談話分析特講		2	1・2
	日英対照言語学特講		2	1・2
	方言学特講		2	1・2
	言語理論研究特講		2	1・2
	言語教育と第二言語習得特講		2	1・2
	英語学特講		2	1・2
	第二言語習得研究		2	1・2
	応用言語学特定演習		2	1・2
	日中対照言語学特定演習		2	1・2
	生成統語論特定演習		2	1・2
	方言学特定演習		2	1・2
	言語学特定演習		2	1・2
核軍縮・不拡散科目群	核軍縮と国際政治特講		2	1・2
	核軍縮と国際政治特定演習		2	1・2
	原子力平和利用と核不拡散特講		2	1・2
	原子力平和利用と核不拡散特定演習		2	1・2
	核軍縮交渉の法と政治特講		2	1・2
	核軍縮交渉の法と政治特定演習		2	1・2
	核物質管理と核セキュリティ特講		2	1・2
	核物質管理と核セキュリティ特定演習		2	1・2
選択科目	総合資料学		2	1・2
	海外留学（短期）		2	1・2
	海外留学（中長期）		4	1・2
	海外フィールドワーク		2	1・2

		海外インターンシップ		2	1・2
		統計分析基礎論		2	1・2
	必修科目	多文化社会学セミナーⅠ	2		1
		多文化社会学セミナーⅡ	2		2
研究指導		研究指導	6		2
計			14	164	

注 「研究指導」は主選択した各科目群において、4単位の必修とする。

別表第2（第5条関係）

博士後期課程の授業科目、単位数及び標準履修年次

区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		必修	選択	
講義科目	多文化社会学特論Ⅰ	2		1
	多文化社会学特論Ⅱ	2		1
演習科目	研究演習Ⅰ	4		1
	研究演習Ⅱ	4		2
研究指導科目	研究指導	4		3
計		16		

別表第3（第6条関係）

博士前期課程の学問のエレメンツ、学問のプラクティス及び研究指導の最低修得単位数

区分	最低修得単位数			
	必修	選択	計	備考
学問のエレメンツ科目	4		4	学問のプラクティス科目では、多文化社会学セミナーⅠ・Ⅱを含む20単位を修得しなければならない。
学問のプラクティス科目	4	16	20	
研究指導	6		6	
計	14	16	30	

別表第4（第6条関係）

博士後期課程の講義科目、演習科目及び研究指導科目の最低修得単位数

区分	最低修得単位数			
	必修	選択	計	備考
講義科目	4		4	
演習科目	8		8	
研究指導科目	4		4	
計	16		16	

別表第5（第17条関係）

博士前期課程の教員免許に係る科目（教育学研究科開講科目）

区分	授業科目名	単位数
大学が独自に設定する科目	教員の資質と職務	2
	カリキュラムの理論と実践（中等）	2
	英語科教育の実践と課題（中等）	2
	英語学力評価の理論と方法・技術	2

Ⅱ-4. 長崎大学大学院多文化社会学研究科学位審査規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 博士前期課程修了認定に係る学位審査（第2条―第8条）

第3章 博士後期課程修了認定に係る学位審査（第9条―第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、長崎大学大学院多文化社会学研究科（以下「研究科」という。）における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 博士前期課程修了認定に係る学位審査

（論文提出の資格）

第2条 規則第4条の規定により博士前期課程修了の認定のために学位論文（以下「論文」という。）の審査を受けようとする者（以下「前期修了予定者」という。）は、博士前期課程に1年以上在学し、長崎大学大学院多文化社会学研究科規程（平成30年多文化社会学研究科規程第1号。以下「規程」という。）第6条第1項に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

（論文提出の時期）

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出時期は、博士前期課程第2年次の1月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を超えて在学している者及び規程第20条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

（論文提出の手続）

第4条 前期修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員（長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）第8条の2第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）を経て、研究科長に提出するものとする。

（1）学位論文審査願（別記様式第1号） 2部

（2）論文 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

（3）論文内容の要旨（別記様式第2号） 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

2 前項第2号の論文は、原則として和文、英文又は中文によるものとし、前期修了予定者の単独著作とする。

（学位審査委員の選出）

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の審査を付議するものとし、教授会は、構成員のうちから学位審査委員を選出する。

2 前項の学位審査委員は、主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。

3 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の学位審査委員とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の学位審査委員の副査とすることができる。

5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の学位審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。

6 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（論文の審査及び最終試験）

第6条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の要旨及び最終試験の結果報告（別記様式第3号）により、教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、日本語、英語又は中国語のいずれかによる口頭又は筆答により行うものとする。

（課程修了の可否）

第7条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

（学位授与の期日）

第8条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

(1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末

(2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第20条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮される者のうち、1年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第3章 博士後期課程修了認定に係る学位審査

（論文提出の資格）

第9条 規則第5条第1項の規定により博士後期課程修了の認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「後期修了予定者」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、規程第6条第2項に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受け、予備審査を終了した者でなければならない。

2 前項の予備審査に関し必要な事項は、別に定める。

（論文提出の時期）

第10条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出時期は、博士後期課程第3年次の1月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を超えて在学している者の論文提出の時期は、別に定める。

（論文提出の手続）

第11条 後期修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査願（別記様式4号） 3部

(2) 論文 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

(3) 論文目録（別記様式5号） 3部

(4) 論文内容の要旨（別記様式第6号） 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

(5) 参考論文等 3部

2 前項第2号の論文は、原則として和文、英文又は中文によるものとし、後期修了予定者の単独著作とする。

3 第1項第5号の参考論文等は、論文に関係の深い基礎となる学術論文等とする。この場合において、共著論文であるときは共著者の承諾書を、参考論文が印刷中であるときは掲載証明書等を添付するものとする。

（受理審査）

第12条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、論文を教授会の受理審査に付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

（学位審査委員の選出）

第13条 研究科長は、前条の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会に論文の審査を付議するものとし、教授会は、構成員のうちから学位審査委員を選出する。

2 前項の学位審査委員は、主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。

3 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の学位審査委員とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研

究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の学位審査委員の副査とすることができる。

5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の学位審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。

6 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（公開論文発表会）

第14条 研究科長は、後期修了予定者に研究科内で行う公開の論文発表会（以下「公開論文発表会」という。）において発表を行わせるものとする。

2 前項の公開論文発表会に関し必要な事項は、別に定める。

（論文の審査及び最終試験）

第15条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の結果の要旨（別記様式第7号）及び最終試験の結果の要旨（別記様式第8号）により、教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、日本語、英語又は中国語のいずれかによる口頭又は筆答により行うものとする。

（課程修了の認定）

第16条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

（学位授与の期日）

第17条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

(1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末

(2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

第4章 雑則

（補則）

第18条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

長崎大学長 殿

年 月 日入学

長崎大学大学院多文化社会学研究科

多文化社会学専攻（博士前期課程）

氏名

印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院多文化社会学研究科多文化社会学専攻（博士前期課程）修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いします。

記

学位論文	2部
論文内容の要旨	2部

論文内容の要旨

専攻名 (課程名)	多文化社会学専攻 (博士前期課程)	氏名	
題名			

※作成に当たっては、文字は10.5ポイントでA4用紙2枚以内とする。

別記様式第3号（第6条関係）

論文審査の要旨及び最終試験の結果報告

報告番号*	修（多）第	号	氏名	
学位審査委員	主査			印
	副査			印
	副査			印
題名				
論文審査の要旨				
最終試験の結果				

* 報告番号は記入しないこと。

別記様式第4号（第11条関係）

年 月 日

長崎大学長 殿

年 月 日入学

長崎大学大学院多文化社会学研究科

多文化社会学専攻（博士後期課程）

氏名 印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院多文化社会学研究科多文化社会学専攻（博士後期課程）修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査くださるようお願いします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
参考論文等	3部

別記様式第5号（第11条関係）

論文目録

報告番号*	博（多）甲第 号	氏 名	印
学位論文 題目			
参考論文等			

* 報告番号は記入しないこと。

論文内容の要旨

専攻名 (課程名)	多文化社会学専攻 (博士後期課程)	氏名	
題 名			

※作成に当たっては，文字は10．5ポイントでA4用紙2枚以内とする。

論文審査の結果の要旨

報告番号*	博（多）甲第 号	氏名	
学位審査委員	主査 副査 副査	印 印 印	
題名			
論文審査の結果の要旨			

* 報告番号は記入しないこと。

最終試験の結果の要旨

報告番号*	博（多）甲第 号	氏名	
学位審査委員	主査		印
	副査		印
	副査		印
題名			
最終試験の結果の要旨			

※作成に当たっては、文字は10.5ポイントでA4用紙2枚以内とする。

Ⅱ-5. 長崎大学大学院多文化社会学研究科博士前期課程学位審査に伴う 論文発表会及び論文提出等に関する取扱要領

この取扱要項は、長崎大学学位規則（以下「規則」という。）、長崎大学大学院多文化社会学研究科規程（以下「研究科規程」という。）及び長崎大学大学院多文化社会学研究科学位審査規程（以下「審査規程」という。）に基づき、長崎大学大学院多文化社会学研究科博士前期課程における学位審査に伴う論文発表会及び論文提出等に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位論文題目の届出）

第1条 博士前期課程修了の認定のために学位論文（以下「論文」という。）を提出しようとする者は、主任指導教員の承認を得て、学位論文題目届（別記様式第1号）を下記期日までに研究科長へ届け出なければならない。

3月修了予定者 2年次の9月末日

9月修了予定者 2年次の3月末日

（学位論文題目の変更届）

第2条 提出する論文の題目は、予め届け出た題目でなければならない。届け出た学位論文の題目を変更しようとする者は、主任指導教員の承認を得て、下記期日までに学位論文題目変更届（別記様式第2号）を研究科長へ届け出なければならない。

3月修了予定者 修了予定年度の1月8日（休業日の場合は、直後の最初の平日。）

9月修了予定者 修了予定年度の7月8日（休業日の場合は、直後の最初の平日。）

（学位論文中間構想発表会）

第3条 論文の審査を受けようとする者は、学位論文中間構想発表会（以下「中間発表会」という。）に参加し発表を終えなければ、論文を提出することができないものとする。

2 中間発表会では、報告及び質疑応答を行う。

3 中間発表会は、原則として次に定める時期に開催する。

3月修了予定者 修了予定年度の後期

9月修了予定者 修了予定年度の前期

4 次のいずれかの事由により中間発表会にて発表できない場合は、原則として中間発表会の7日後までに所定の様式（別記様式第3号）に証明書等を添付し、主任指導教員の承諾を得て、研究科長に臨時の中間発表会の開催を願い出ることができる。

（1）病気・負傷

（2）就職試験

（3）忌引

（4）交通機関のストライキ等

（5）不慮の災害

（6）現地調査等

（7）その他研究科教授会において止むを得ない事由と認められたもの。

(学位論文の提出時期)

第4条 論文を提出しようとする者は、必要書類を下記期日までに研究科長へ提出しなければならない。

3月修了予定者 修了予定年度の1月8日 17時
(休業日の場合は、直後の最初の平日。)

9月修了予定者 修了予定年度の7月8日 17時
(休業日の場合は、直後の最初の平日。)

2 研究科規程第20条第1項ただし書きの規定(早期修了)により課程修了の認定を受けようとする者の論文提出時期は、別途教授会で定める。

(学位論文の提出手続)

第5条 論文を提出しようとする者は、審査規程第4条に掲げる書類の他、主任指導教員の承諾を得て、学位論文提出票(別記様式第4号)を第5条に定める期日までに研究科長へ提出しなければならない。

2 主任指導教員は、提出しようとする論文が論文審査及び最終試験を受ける水準に達していないと判断する場合は、学位論文提出票へ押印しない。ただし、主任指導教員が学位論文提出票に押印しても、論文審査及び最終試験の結果、博士前期課程修了が認められないことがある。

(学位審査委員の選出)

第6条 主任指導教員は、中間発表会の後、審査規程第5条に定める学位審査委員(学位審査委員候補者)を選出し、研究科長へ提出しなければならない。

2 学位審査委員の主査は、主任指導教員とする。

3 学位審査委員の副査のうち少なくとも1人は、副指導教員をもって充てることとする。

(論文審査及び最終試験)

第7条 論文審査及び最終試験は、論文審査出願者ごとに発表及び口頭試問を行う。

(学位授与に係る評価基準)

第8条 論文の審査において主査・副査のいずれもが修士に相当する内容と評価し、かつ最終試験について主査・副査いずれもが60点以上と評価したときに合格とする。

(論文審査及び最終試験の結果報告)

第9条 学位審査委員は、論文審査及び最終試験の結果を所定の様式により、次の期日までに研究科長へ報告しなければならない。

3月修了予定者 修了予定年度の2月末日

9月修了予定者 修了予定年度の8月末日

(成果発表会)

第10条 論文を提出した者は、成果発表会を行うものとする。

2 成果発表会の詳細は、別に定める。

(学位論文の保管)

第11条 学位論文は、多文化社会学研究科において保管し、必要に応じて一般に公開する。

(その他)

第12条 その他この要領によりがたい事項が生じたときは、その都度教授会が審議し決定する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

学 位 論 文 題 目 届

多文化社会学研究科長 殿

学位論文の題目を下記のとおり決定しましたので、届け出ます。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

学 位 論 文 題 目			
主任指導教員名	印		
入 学 年 度	年度	学生番号	
氏 名 (漢字)	印		
氏名(ローマ字) ヘボン式			
生年月日(西暦)	西暦	年	月 日
本籍(都道府県) ※外国人留学生は国籍			

注 1 : 鉛筆での記入は不可とする。

注 2 : 氏名(漢字・ローマ字)、生年月日は、修了証書(学位記)に使用するため正確に記入すること。なお、氏名(漢字)は戸籍どおりとし、氏名(ローマ字)はヘボン式(パスポート記載のローマ字)で記載すること。

注 3 : パスポートの写しをあわせて提出すること。

注 4 : 提出期限 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 () _____ 時

学位論文題目変更届

多文化社会学研究科長 殿

学位論文の題目を下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

____年 ____月 ____日

変更前の学位論文の題目			
変更後の学位論文の題目			
主任指導教員名	印		
入 学 年 度	年度	学生番号	
氏 名 (漢 字)	印		
氏 名 (ローマ字)			
生年月日 (西暦)	西暦	年	月 日
本籍 (都道府県) ※外国人留学生は国籍			

注1：鉛筆での記入は不可とする。

注2：氏名 (漢字・ローマ字)、生年月日は、修了証書 (学位記) に使用するため正確に記入すること。なお、氏名 (漢字) は戸籍どおりとし、氏名 (ローマ字) はヘボン式 (パスポート記載のローマ字) で記載すること。

注3：提出期限： ____年 ____月 ____日 () 時

臨時発表会開催申請書

年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

学生番号_____

氏 名 _____

下記事由により、臨時発表会の開催を申請致します。

記

参加できない／できなかった発表会	
開催日 年 月 日 (回目)	
※ 該当する事由（博士前期課程学位審査に伴う論文発表会及び論文提出等に関する取扱要領第3条第4項）にチェックを入れる。	
☐ (1) 病気・負傷 ☐ (2) 就職試験	
☐ (3) 忌引 ☐ (4) 交通機関のストライキ等	
☐ (5) 不慮の災害 ☐ (6) 現地調査等	
☐ (7) その他研究科教授会において止むを得ない事由と認められたもの	
上記申出の 具体的な理由	
開催希望日 年 月 日 ～ 年 月 日	
※希望日に開催できるとは限らない	
主任指導教員 承認	主任指導教員名 印

※申請の際に証明書等を必ず添えて、発表会の7日後までに申請すること。

(別記様式第4号)

学 位 論 文 提 出 票

年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

主任指導教員

印

下記の学位論文の提出を承認します。

記

学生番号：

氏 名：

論文題名：

Ⅱ-6. 長崎大学大学院多文化社会学研究科博士後期課程学位審査に伴う 論文発表会及び論文提出等に関する取扱要領

この取扱要項は、長崎大学学位規則（以下「規則」という。）、長崎大学大学院多文化社会学研究科規程（以下、「研究科規程」という。）及び長崎大学大学院多文化社会学研究科学位審査規程（以下「審査規程」という。）に基づき、長崎大学大学院多文化社会学研究科博士後期課程における学位審査に伴う論文発表会及び論文提出等に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位論文中間構想発表会）

第1条 論文の審査を受けようとする者は、「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」において学位論文中間構想発表会（以下「中間発表会」という。）に参加し発表を終えなければ、予備審査用論文を提出することができないものとする。

2 中間発表会では、報告及び質疑応答を行う。

3 中間発表会は、原則として次の各号に定める時期に開催する。

（1）第1回中間発表会 1年次の第4クォーター

（2）第2回中間発表会 2年次の第4クォーター

4 次のいずれかの事由により中間発表会にて発表できない場合は、原則として中間発表会の7日後までに所定の様式（別記様式第1号）に証明書等を添付し、指導教員の承諾を得て、研究科長に臨時の中間発表会の開催を願い出ることができる。

（1）病気・負傷

（2）就職試験

（3）忌引

（4）交通機関のストライキ等

（5）不慮の災害

（6）現地調査等

（7）その他研究科教授会において止むを得ない事由と認められたもの。

（学位論文中間構想発表会の成績評価）

第2条 中間発表会の評価は主任指導教員が行い、「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」の成績評価に含める。

（予備審査）

第3条 課程修了の認定を受けようとする者は、第1条の中間発表を終えた上で、学位審査の前に予備審査に合格しなければならない。

2 前項の予備審査を受けようとする者は、次に定める期日までに必要書類を提出するものとする。

3月修了予定者 修了予定年度の9月8日 17時

（休業日の場合は、直後の最初の平日。）

9月修了予定者 修了予定年度の3月8日 17時

(休業日の場合は、直後の最初の平日。)

3 第1項の予備審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 予備審査願(別記様式第2号) 3部
- (2) 予備審査用論文 3部
- (3) 論文目録(予備審査用)(別記様式第3号) 3部
- (4) 論文内容の要旨(予備審査用)(別記様式第4号) 3部
- (5) 参考論文等 3部
- (6) 予備審査用論文提出票(別記様式第5号) 1部

4 前項第2号の論文は、原則として、和文、英文又は中文によるものとし、予備審査出願者の単独著作とする。

5 第3項第2号の論文は、参考論文を基礎に作成されたものとする。

- (1) 参考論文は、学位論文の基礎となった論文で、学術誌に査読を経て公表された(公表が決定した)ものとする。
- (2) 参考論文は、原則として、単著論文又は共著論文を2編以上とする。
- (3) 参考論文は、印刷中であるときは掲載証明書等を添付するものとする。共著論文であるときは、当該論文における申請者の担当・役割を記し、共著者による証明を付けた文書を提出するものとする。

6 予備審査委員は、教授会において受理が決定した予備審査用論文について、予備審査出願者ごとに発表及び口頭試問による予備審査を行う。

7 予備審査委員は、所定の期日までに学位申請資格、学位論文としての適合性等について審査し、その結果を予備審査報告書(別記様式第6号)により、研究科長に報告しなければならない。

8 研究科長は、予備審査委員からの報告に基づき、教授会の議を経て可否を決定するとともに、その判定結果を速やかに出願者に通知するものとする。

(予備審査委員の選出)

第4条 主任指導教員は、予備審査用論文の提出があったときは、審査規程第13条を準用し、予備審査委員候補者を選出し、研究科長へ提出しなければならない。

2 研究科長は、予備審査委員の選出について、教授会の議を経て決定する。

3 予備審査委員は、主査1人及び副査2人以上の計3人以上の委員で組織する。

4 予備審査委員の主査は、主任指導教員とする。

5 予備審査委員の副査は、主任指導教員以外の研究科教員(研究指導担当適格者に限る。)とする。

(1) 副査のうち少なくとも1人は、指導教員以外の教員とする。

(2) 副査のうち少なくとも1人は、論文作成言語を用いて口頭試問及び最終試験を実施できる能力を持つ教員とする。

6 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の教員(研究指導担当適格者に限る。)を副査とすることができる。

- 7 第5項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、1人を限度として他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を副査とすることができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、学外アドバイザーを副査とすることができる。
- 9 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第3項の予備審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。
- 10 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（学位論文の提出時期）

第5条 予備審査に合格し、学位論文を提出しようとする者は、審査規程第11条に掲げる書類の他、主任指導教員の承諾を得て、学位論文提出票（別記様式第7号）を次に定める期日までに研究科長へ提出しなければならない。

3月修了予定者 修了予定年度の1月8日 17時
（休業日の場合は、直後の最初の平日。）

9月修了予定者 修了予定年度の7月8日 17時
（休業日の場合は、直後の最初の平日。）

（学位審査委員の選出）

第6条 主任指導教員は、学位論文の提出があったときは、審査規程第13条に定める学位審査委員候補者を選出し、研究科長へ提出しなければならない。

- 2 研究科長は、学位審査委員の選出について、教授会の議を経て決定する。
- 3 学位審査委員は、主査1人及び副査2人以上の計3人以上の委員で組織する。
- 4 学位審査委員の主査は、原則として、主任指導教員以外の研究科教員（研究指導担当適格者に限る。）とする。

ただし、主任指導教員の他に主査を選出することができない等のやむを得ない事由がある場合は、主任指導教員を主査に充てることができる。

- 5 学位審査委員の副査については、第4条第5項から第10項までの規定を準用する。

（論文審査及び最終試験）

第7条 論文審査及び最終試験は、論文審査出願者ごとに発表及び口頭試問を行う。

（学位授与に係る評価基準）

第8条 論文の審査において主査・副査のいずれもが博士に相当する内容と評価し、かつ最終試験について主査・副査いずれもが60点以上と評価したときに合格とする。

(論文審査及び最終試験の結果報告)

第9条 学位審査委員は、論文審査及び最終試験の結果を所定の様式により、次の期日までに研究科長へ報告しなければならない。

3月修了予定者 修了予定年度の2月末日

9月修了予定者 修了予定年度の8月末日

(その他)

第10条 その他この要領によりがたい事項が生じたときは、その都度教授会が審議し決定する。

附 則

1 この要領は、令和3年1月21日から施行し、令和2年度入学者から適用する。

Ⅱ-7. 多文化社会学研究科における研究指導体制に関する申合せ

(趣旨)

第1条 長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）第8条の2第2項及び長崎大学大学院多文化社会学研究科規程（平成30年多文化社会学研究科規程第1号）第4条に規定する指導教員による研究指導体制に関する必要な事項は、この申合せの定めるところによるものとする。

(研究指導体制)

第2条 教授会は、学生ごとに研究指導体制を定めるものとする。

(博士前期課程の研究指導体制)

第3条 主任指導教員は、学生が所属する専攻の研究指導を担当する教員（研究指導担当適格者）のうちから1人を定めるものとする。

2 前項の場合において、教授会が教育上有益と認めるときは、学生が所属する専攻の研究指導を担当する教員（研究指導担当適格者）のうちから1人又は2人の副指導教員を定めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、教授会が認めるときは、研究指導担当適格者以外の教員（授業科目担当適格者）を副指導教員に充てることができる。

(博士後期課程の研究指導体制)

第4条 主任指導教員は、学生が所属する専攻の研究指導を担当する教員（研究指導担当適格者）のうちから1人を定めるものとする。

2 前項の場合において、教授会が教育上有益と認めるときは、学生が所属する専攻の研究指導を担当する教員（研究指導担当適格者）のうちから1人又は2人の副指導教員を定めることができる。この場合において、副指導教員のうち少なくとも1人を主任指導教員とは異なる研究領域から定める。

3 前項の規定にかかわらず、教授会が認めるときは、研究指導担当適格者以外の教員（授業科目担当適格者）を副指導教員に充てることができる。

4 主任指導教員が必要と認めるときは、学生の研究領域に合った教育研究分野の者を学外アドバイザーとして指名することができる。

(指導教員の変更)

第5条 学生は、特別な理由により、指導教員の変更を希望する場合は、所定の様式により研究科長へ届け出なければならない。

2 研究科長は、前項の届け出があったときは、教授会の議に基づき指導教員の変更を認めることができる。

附 則

この申合せは、令和2年5月21日から施行し、令和2年度入学者より適用する。

指導教員承認願

年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

博士_____課程 多文化社会学専攻

科目群又は研究領域_____

学生番号_____

氏 名_____ 印_____

下記の指導教員の指導を受けたいので、承認くださるようお願いします。

記

主任指導教員氏名	印
副指導教員氏名	印
副指導教員氏名	印
研 究 課 題	

※博士後期課程にあつては、副指導教員のうち少なくとも1名を主任指導教員とは異なる研究領域（系）から選出する。

指導教員変更承認願

年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

博士 _____ 課程 多文化社会学専攻

科目群又は研究領域 _____

学生番号 _____

氏 名 _____ 印

下記のとおり指導教員を変更したいので、承認くださるようお願いします。

記

(新)

主任指導教員氏名	印
副指導教員氏名	印
副指導教員氏名	印
研 究 課 題	

(現)

主任指導教員氏名	印
副指導教員氏名	印
副指導教員氏名	印
研 究 課 題	

変 更 理 由	
---------	--

II-8. 長崎大学大学院多文化社会学研究科における学位論文審査基準

長崎大学大学院多文化社会学研究科（以下「研究科」という。）では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位論文の審査基準を次のとおり定める。

1. 審査体制

学位論文の審査及び最終試験は、主査1名、副査2名以上の計3名以上からなる学位審査委員の合議により行う。

2. 審査方法・評価及び審査項目

学位審査委員は、以下の審査項目を基に論文審査及び最終試験を行い、AA（90点以上）、A（80点以上）、B（70点以上）、C（60点以上）、不可（59点以下）で評価する。

なお、論文審査及び最終試験は、論文審査出願者ごとに発表及び口頭試問により行う。

〔審査項目：博士前期課程〕

- ① **研究目的・テーマ・課題設定の明確性及び適切性**：研究目的・テーマ・課題設定が明確、かつ適切になされていること。
- ② **先行研究・資史料の取り扱いの適切性**：先行研究の十分な知見を有し、立論に必要なデータや資史料の収集が適切に行われていること。
- ③ **研究方法・分析手法の適切性**：研究方法・分析手法が、データ、資史料、作品、例文などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。また、先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること。
※研究計画の立案及び遂行、研究成果の発表、データ等の保管に関して、必要な倫理的配慮がなされていること。
- ④ **論旨の明確性・構成の適切性**：論旨が一貫しており、設定した課題に対応した明確かつ論理的な結論が提示されていること。また、文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等などの体裁が整っていること。

〔審査項目：博士後期課程〕

- ① **研究目的・テーマ・課題設定の明確性及び適切性**：研究目的・テーマ・課題設定が明確、かつ適切になされていること。
- ② **先行研究・資史料の取り扱いの適切性**：先行研究の十分な知見を有し、立論に必要なデータや資史料の収集が適切に行われていること。
- ③ **研究方法・分析手法の適切性**：研究方法・分析手法が、データ、資史料、作品、例文などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。また、先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること。
※研究計画の立案及び遂行、研究成果の発表、データ等の保管に関して、必要な倫理的配慮がなされていること。
- ④ **論旨の明確性・構成の適切性**：論旨が一貫しており、設定した課題に対応した明確かつ論理的な結論が提示されていること。また、文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等などの体裁が整っていること。
- ⑤ 上記の基準に加えて、当該学問分野における研究を発展させるに足る学術的意義・価値が見いだせること。また、その点に基づいて、論文審査出願者が近い将来、自立した研究者として活躍していく確かな研究能力及び豊かな学識が認められること。

Ⅱ-9. 多文化社会学部・研究科成績評価に関するガイドライン

(趣旨)

1. 成績評価に関するガイドラインは、学部・研究科における成績評価の基準及び方法を明確にし、当該基準等により評価を適切に行うことで、学修の成果に係る評価の客観性及び厳格性の確保を図るものである。

(到達目標)

2. 各授業科目の到達目標は、学生が当該科目で最低限身に付けなければならないものとし、到達目標の観点、学部・研究科のディプロマ・ポリシーを考慮して設定するものとする。

(成績評価の基準)

3. 成績評価を受けるためには総授業時間数の3分の2以上の出席を要し、これに満たない者は、原則として無資格とし、評価の対象としない。
4. 成績評価の基準及び評語は、下表のとおりとする。

判定	成績	評価	評語	成績評価基準
合格	90～100点	AA	AA	A以上に優れている
	80～89点	A	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	70～79点	B	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	60～69点	C	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を修得している
	認定	N	認	授業科目の到達目標を満たしている (合否のみを決定する科目)
不合格	59点以下	D	D	授業科目の到達目標を満たしていない
	欠席	K	欠	単位認定に必要な試験を受験していない
無資格	失格	S	失	規定の出席回数に達していない

(成績評価の方法)

5. 成績評価は、試験、レポート、平素の学修状況など、多様な要素の中から、それぞれの授業の形態、目標、内容に相応しく複数を選択し、多面的に行う。

(評価基準と評価方法の周知)

6. 各授業科目の評価基準と評価方法は、シラバスに明記するとともに、各授業において周知する。

(説明責任)

7. 成績評価に関する質問及び疑問等に適切に答えるために下記のとおり定める。

(1) 成績評価の疑義申立て

学生からの成績評価に関する疑義の申立てがあった場合には、適切に応えるものとする。
なお、詳細については別に定める。

(1) 保管期間

定期・中間試験答案、レポート、出席記録等の成績評価の根拠となる資料（以下、「成績評価根拠資料」という。）を保管する期間は、成績評価の実施年度の翌年度末までとする。

(2) 保管方法

成績評価根拠資料は、紙媒体又は電子媒体にて授業担当教員が保管するものとする。

Ⅱ-10. 学生からの成績評価の異議申立てに関する申合せ

(趣旨)

第1条 多文化社会学研究科規程第7条及び第8条に基づき、成績評価の正確性を担保することを目的として、学生からの成績評価の異議申立てに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 学生は、成績評価の異議申立てがある場合、原則として成績の公表日又は論文審査及び最終試験の判定結果通知日から起算して、次に定める期限内に申請ができる。

対象	対象学年	異議申立て期間
第1及び第2クォーター	1年次～最終年次（3月修了予定者及び長期履修申請者（最終年度を除く））	第3クォーター授業開始日から1週間
	最終年次（9月修了予定者）	成績公開日から休業日を除く2日間
第3及び第4クォーター	1年次～最終年次（9月修了予定者及び長期履修申請者（最終年度を除く））	翌年度第1クォーター授業開始日から1週間
	最終年次（3月修了予定者）	成績公開日から休業日を除く2日間
論文審査（予備審査）及び最終試験		成績判定結果通知日から休業日を除く2日間

第3条 前条の異議申立ては、次の手順により取り扱う。

- (1) 学生は、所定の様式「成績評価に関する異議申立書」（以下「異議申立書」という。）を大学院係に提出しなければならない。
- (2) 大学院係は、異議申立書の提出があったことを授業科目担当教員（以下「教員」という。）又は学位審査委員（以下「審査委員」という。）に報告する。
- (3) 教員又は審査委員は、直ちに所定の様式「成績評価異議申立ての回答書」（以下、「回答書」という。）を作成し、学務班が指定する期日までに大学院係に回答する。
- (4) 大学院係は、教員又は審査委員から受理した回答書にて当該学生に回答し、当該学生から成績評価に関する確認書を受領する。
- (5) 申立ての結果、成績の変更がある場合は速やかに大学院係で変更処理を行う。

(事務)

第4条 異議申立てに係る手続き及び書類の管理は、大学院係が行う。

(補則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、成績評価に関する異議申立てについて必要な事項は、研究科教授会が定める。

- 2 この申合せは、令和2年5月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

成績評価に関する異議申立書

年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

課 程 :

学 年 :

学生番号 :

氏 名 :

印

連絡先(携帯・メール) :

私は、下記のとおり成績評価に関する異議を申立てます。

記

☐ 授業科目

授業科目名 :

担当教員名 :

開 講 時 間 : 年度・第 期・クォーター・ 曜日・ 校時

☐ 論文審査（予備審査）及び最終試験

主査名 :

副査名 :

副査名 :

申立て理由（具体的に記入すること）:

※ 記入後は大学院係へ提出してください。

※ 大学院係記入欄

年 月 日 氏 名

成績評価異議申立ての回答書

年 月 日

殿

- 授業科目名
担当教員名： 印
- 論文審査（予備審査）及び最終試験
主査名： 印
副査名： 印
副査名： 印

年 月 日付の成績評価に関する異議申立てについて、下記のとおり回答します。

記

[illegible]

※本回答書は、 年 月 日（ ）までに大学院係へ提出してください。

※ 大学院係記入欄

年 月 日 氏 名

成績評価に関する確認書

年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

課 程 :

学 年 :

学生番号 :

氏 名 :

印

年 月 日付の成績評価異議申立ての回答書について、了解しました。

Ⅱ-11. 長崎大学大学院多文化社会学研究科における長期履修の取扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学における長期履修の取扱いに関する規程（以下「長期履修規程」という。）及び長崎大学大学院多文化社会学研究科規程に基づき、長崎大学大学院多文化社会学研究科（以下「本研究科」という。）における長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で標準修業年限内の修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、在学期間を通算した年数が標準修業年限における最終年次となる者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者（原則として常勤雇用者に限る。）
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると研究科長が認めた者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、標準修業年限の2倍を超えない範囲において、学期を単位として認める。

(在学期間及び休学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間及び休学期間は、長期履修規程第4条及び第5条の定めるところによる。

(手続)

第5条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる期日までに、この内規に定める長期履修申請書（別紙1）により、研究科長に申し出るものとする。

- (1) 新たに入学する者で長期履修の適用を入学時から希望する者
本研究科が指定する日
- (2) 在学生で長期履修の適用を第1セメスターから希望する者
当該セメスターの直前の2月末日（その日が祝休日の場合は、直前の平日）
- (3) 在学生で長期履修の適用を第2セメスターから希望する者
当該セメスターの直前の8月末日（その日が祝休日は、直前の平日）

2 研究科長は、前項の申し出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(履修形態の変更)

第6条 長期履修の期間の変更及び短縮（長期履修の取りやめを含む。以下同じ。）については、長期履修規程第7条の定めるところによる。

2 前項における期間の短縮を申し出る者は、次の各号に掲げる期日までにこの内規に定める長期履修期間短縮申請書（別紙2）により、研究科長に申し出るものとする。ただし、標準修業年限への短縮（長期履修の取り止め）についての提出期限は、最終年次における本項第2号に掲げる期日とする。

- (1) 短縮の適用を第1セメスターから希望する者
当該セメスターの直前の2月末（その日が祝休日の場合は、直前の平日）
 - (2) 短縮の適用を第2セメスターから希望する者
当該セメスターの直前の8月末日（その日が祝休日の場合は、直前の平日）
- 3 研究科長は、前項の申し出があったときは、教授会の議を経て、長期履修の期間の短縮を認めるものとする。

（認定の通知）

第7条 第5条及び第6条による認定の可否は、本人あてに文書により速やかに通知するものとする。

（教育課程の編成及び履修指導）

第8条 長期履修を認められた者に係る教育課程の編成は、本研究科が定めた履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

- 2 長期履修を認定された者に対する履修指導は、指導教員が本人と相談のうえ行う。

（授業料）

第9条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長期履修規程第8条の定めるところによる。

附 則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙1)

長 期 履 修 申 請 書

年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

多文化社会学研究科 課程 年

多文化社会学専攻

学生番号(受験番号) _____

ふりがな

氏 名 _____ 印

下記のとおり，長期履修を希望するので申請します。

記

入学年月	修了希望年月	履修期間
年 月	年 月	年 月
在学中の勤務先名 (職 種)	()	
在学中の勤務先所在地	〒 ー Tel ()	
申請理由		
履修計画		
指導教員等の意見		
指導教員(新入生は指導予定教員)氏名 _____		

備考 原則として，申請理由を確認できる書類を添付すること。

(別紙2)

長 期 履 修 期 間 短 縮 申 請 書

年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

多文化社会学研究科 課程 年

多文化社会学専攻

学生番号_____

ふりがな

氏 名 _____ 印

下記のとおり，長期履修期間の短縮を希望するので申請します。

記

入学年月	修了希望年月	履修期間
年 月	年 月	年 月
在学中の勤務先名 (職 種)	()	
在学中の勤務先所在地	〒 — Tel ()	
申請理由		
履修計画		
指導教員の意見		
指導教員氏名_____		

備考 当初の長期履修申請書の写しを添付すること。

Ⅲ. 多文化社会学研究科施設配置図

文教キャンパス

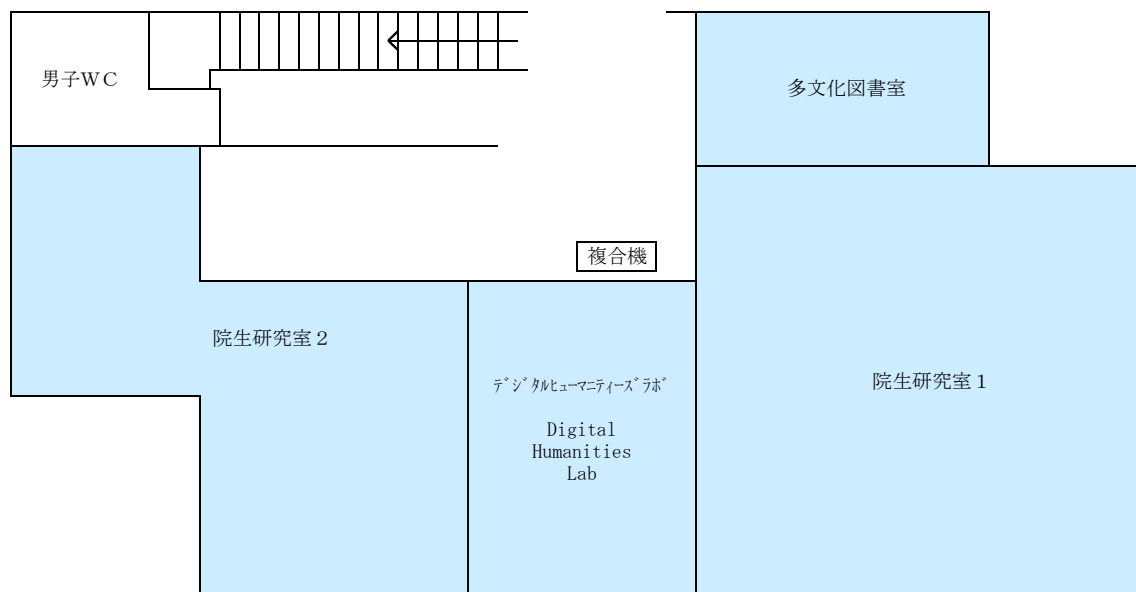


※井田教員室は片淵キャンパスにあります。

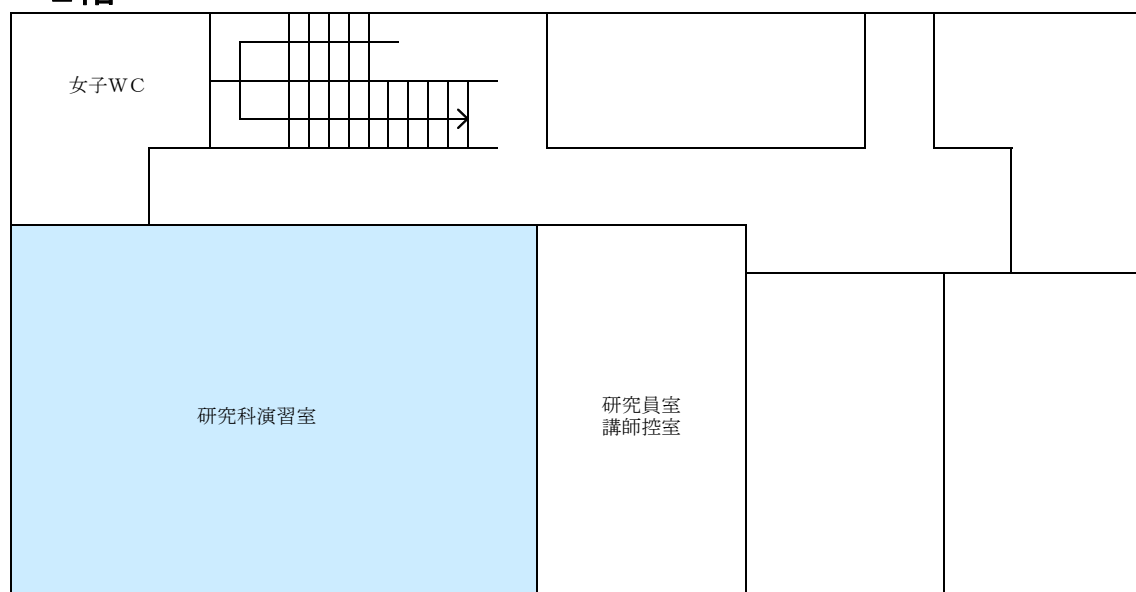
多文化社会学部・研究科（総合教育研究施設A）

1 階

多文化社会学研究科で使用する部屋



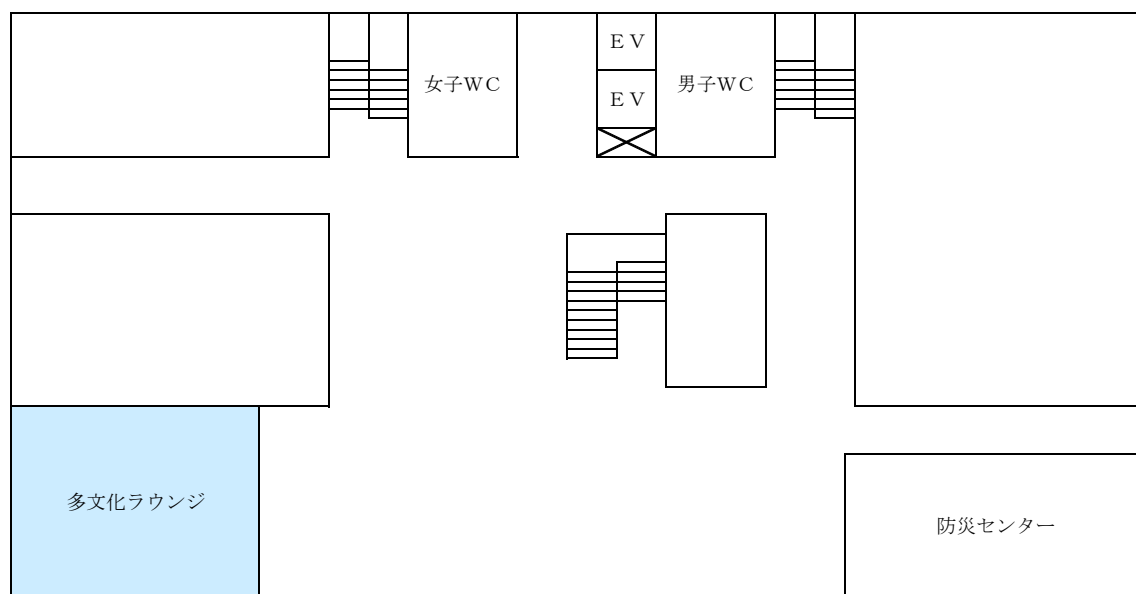
2 階



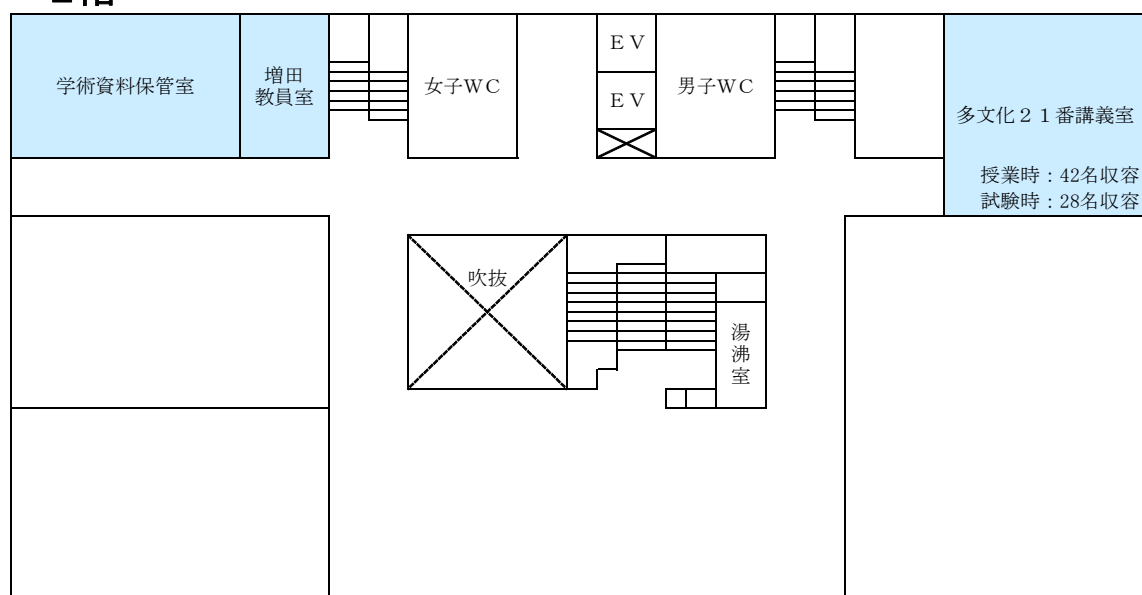
多文化社会学部・研究科（総合教育研究棟）

1 階

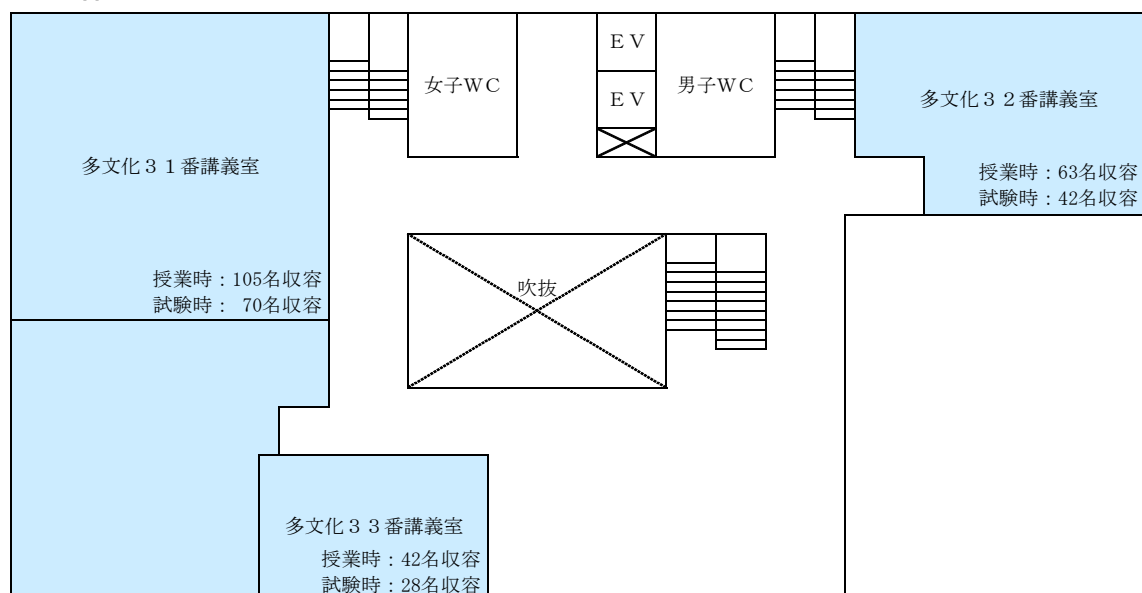
多文化社会学研究科で使用する部屋



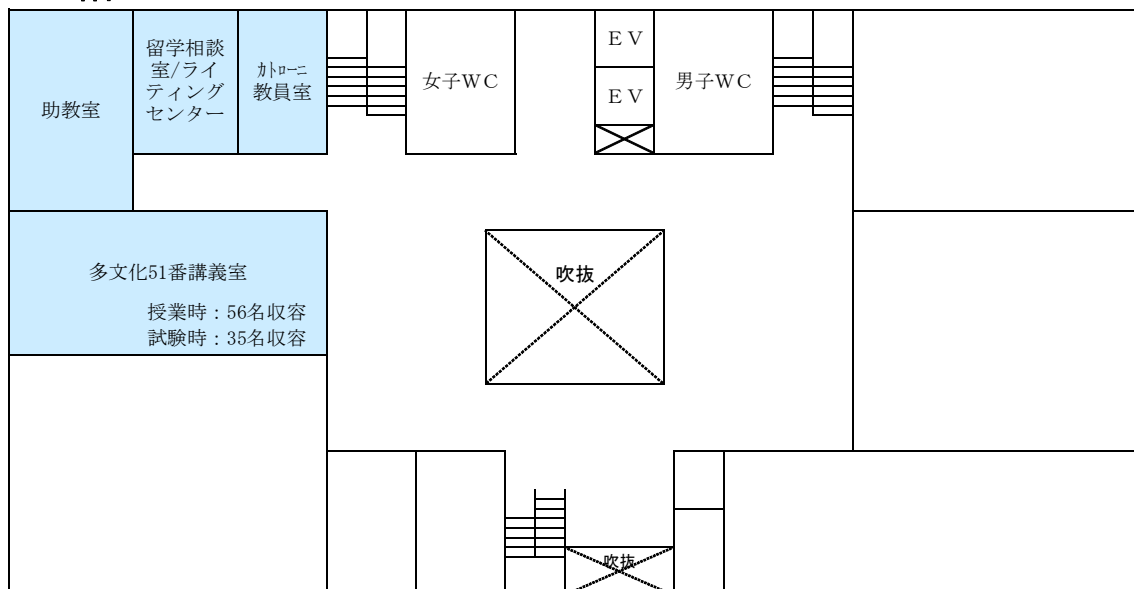
2 階



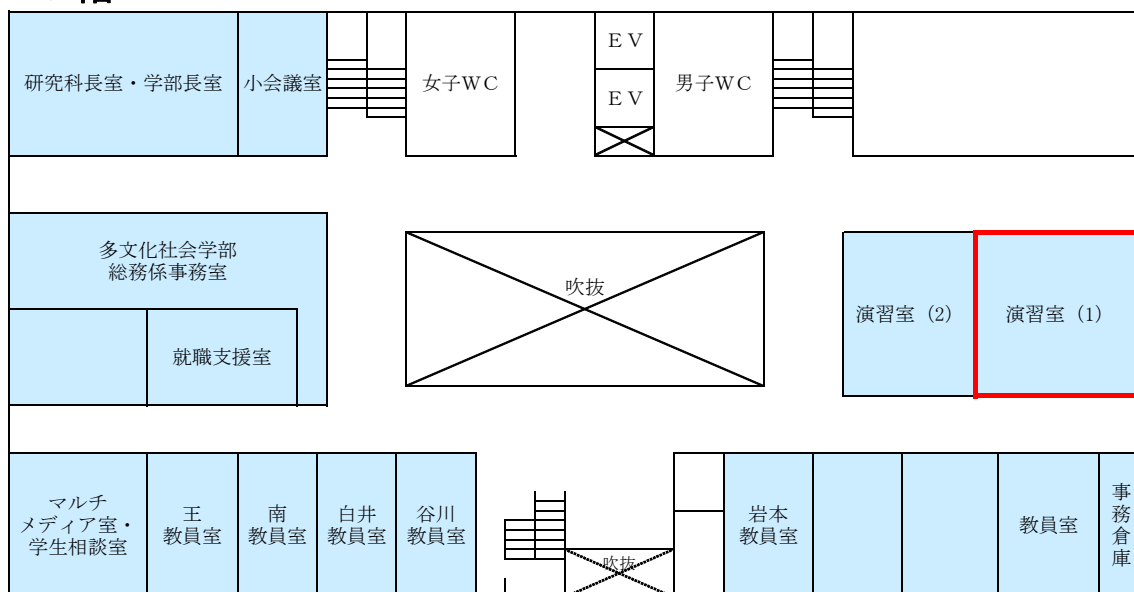
3 階



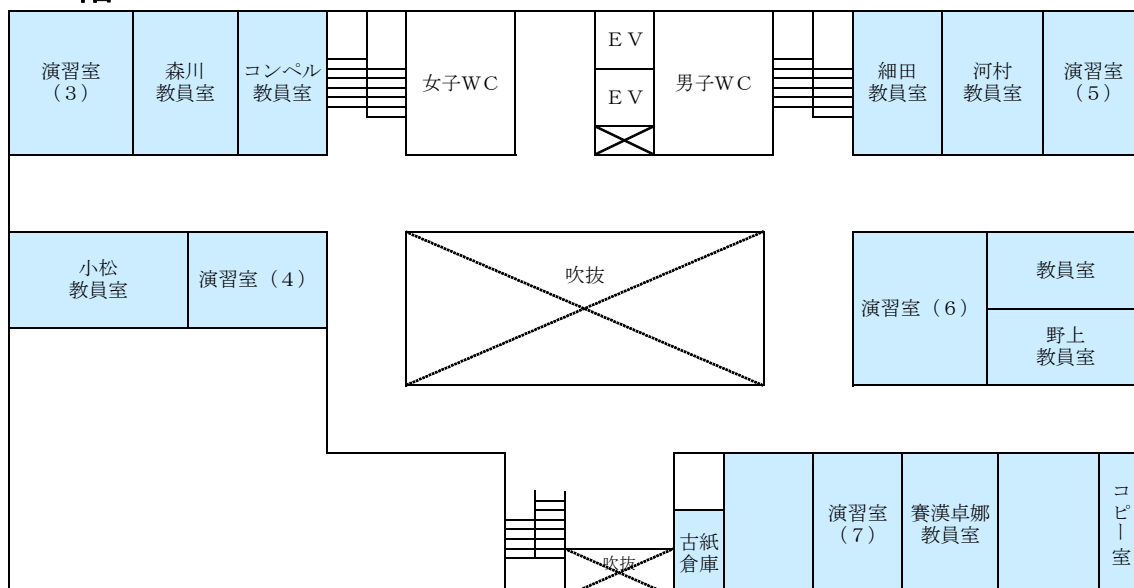
5階



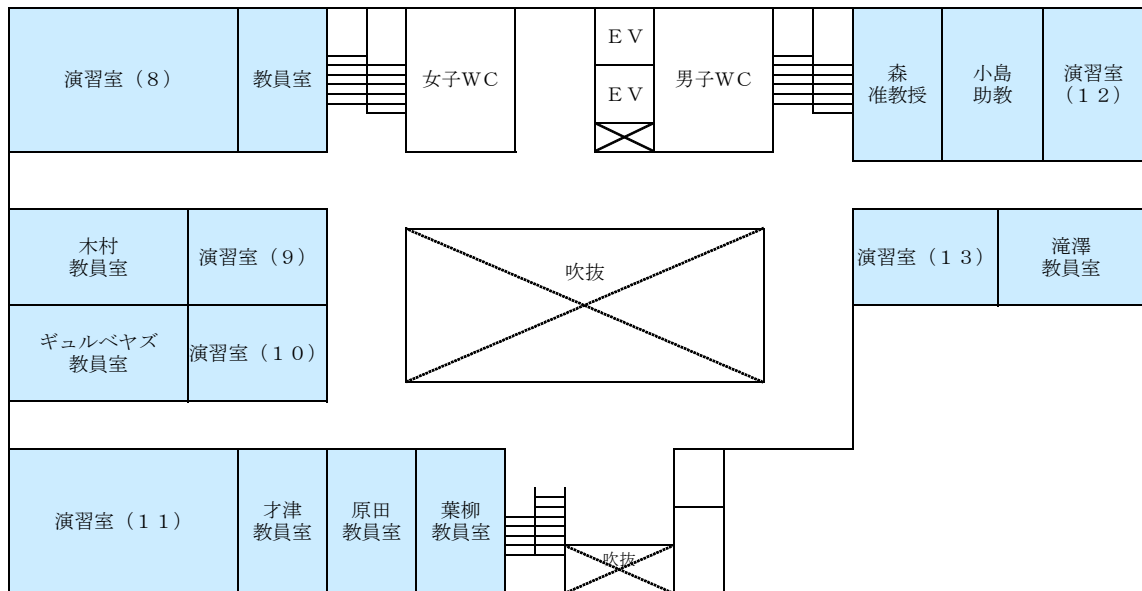
10階



11階



12階



多文化社会学部・研究科大学院係事務室（教育学部 1 階）

※事務室は2021年5月頃を目途に総合教育研究棟3階に移転予定です。

